

特集

日米豪印協力の進展

日本は、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)^(注1)」のビジョンの下、地域の平和と繁栄を実現するため、考え方を共有する国々と様々な協力を行っています。その一つの取組として、基本的価値を共有する地域のパートナーである日米豪印4か国は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、幅広い議論を行い、実践的な協力を進めています。

日米豪印の4か国の間では、これまでに、2017年11月から計8回の局長級協議、4回の外相会合を行ってきています。2021年には、3月に史上初となる首脳テレビ会議が行われ、9月には初めて4か国の首脳が一堂に会した日米豪印首脳会合の開催が実現しました。2022年2月には、第4回日米豪印外相会合も開催され、日米豪印の協力は大きな進展を遂げています。

これまで、日米豪印の4か国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援などの様々な分野で実践的な協力を推進してきました。2021年3月の首脳テレビ会議では、ワクチン、重要・新興技術、気候変動の作業部会を立ち上げることで一致し、同年9月の首脳会合では、これらの分野での成果を確認しつつ、インフラ、宇宙、サイバーの分野で作業部会などを立ち上げるとともに、グリーン・エネルギー、人的交流といった分野でも協力を強化することでも一致しました。

4か国での実践的な協力の一例が、インド太平洋地域におけるワクチン支援です。2021年9月の首脳会合では、国際社会が直面する喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策に関し、日米豪印がワクチン供与や資金拠出を通じて、インド太平洋地域における、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスの確保に向けて大きな役割を果たしていることを確認するとともに、ワクチンの生産拡大、インド太平洋地域への供給を含め、新型コロナの感染対策において引き続き協力していくことで一致しました。

4か国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き様々なパートナーとの連携を広げ、具体的協力を積み上げていくこととしています。これまで、ASEANの主体的な取組である「インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP)^(注2)」や、ASEANの一体性及び中心性に対する強い支持を確認してきており、また、EUの「インド太平洋における協力のための戦略」も歓迎しています。

岸田総理大臣は、総理就任後、いち早く米国、オーストラリア、インドの首脳と電話会談を行い、日米豪印での連携を更に進めていくことを確認しました。4か国の間では、今後、日米豪印首脳会合・外相会合を毎年実施することで一致しており、引き続き、各国と緊密に連携して、様々な実践的分野での協力を一層進め、「自由で開かれたインド太平洋」を共に力強く推進していく考えです。



第4回日米豪印外相会合開催時の写真撮影
(2022年2月、メルボルン)



第2回日米豪印首脳会合前の写真撮影
(9月、ワシントンDC 写真提供：内閣広報室)

(注1) FOIP : Free and Open Indo-Pacific
(注2) AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

コラム

東方政策40周年

2022年はマレーシアが東方政策を開始して40周年に当たります。

東方政策は、当時のマハティール首相が提唱し、1982年に始まった政策です。同首相は、日本人の労働倫理、学習・勤労意欲、道徳、経営能力などが日本の発展の原動力であったと考え、これらを日本から学ぶことで、マレーシアの経済や社会を発展させようと訴えたのです。

東方政策の下、数多くの留学生が日本の大学や高等専門学校に派遣されました。また、日本の民間企業や地方自治体、国際協力機構（JICA）が研修生を受け入れ、産業技術や経営スキルの習得を支援しました。

東方政策は基本的にマレーシア政府の予算で実施されていますが、90年代後半のアジア通貨危機によりマレーシアの財政が厳しくなった時期には、日本の円借款によって継続されました。

マレーシアの政権が変わっても東方政策は引き継がれ、同政策の下で日本に派遣された留学生や研修生は現在までに2万6,000人を超えます。東方政策により育まれた人材は、マレーシアの産業や社会の発展を支えてきただけでなく、日本とマレーシアの架け橋としても重要な役割を果たしてきました。東方政策によって日本に親しみと友情を感じている人材が長年輩出され続けていることは、今日、マレーシアが極めて親日的である理由の一つではないでしょうか。

なお、東方政策以外の留学・研修も含めれば、マレーシア政府各省庁の次官級ポストのうち、実に半分以上が日本への留学・研修経験者で占められています（2021年12月時点）。また、ビジネス界で活躍する日本への留学・研修経験者も多く、日本語を話し日本の労働倫理をよく知る人材の存在が、日本企業のマレーシア進出を促し、各企業の研修などを通じて更に知日派人材が育てられるという好循環を生んでいます。

人材育成を通じた経済や社会の発展という東方政策の精神は、今もその意義を失っていません。しかし、社会の移り変わりに伴い変化する課題やニーズに合わせ、東方政策も進化を続けています。日本は東方政策に基づく留学生・研修生の受入れだけでなく、マレーシア国内における人材育成に対する支援も行っています。その取組は80年代の職業訓練指導員・上級技能訓練センター（CIAST）^{（注1）}への支援

から、2010年代のマレーシア日本国際工科院（MJIT）^{（注2）}設立支援、そして日本の大学として初めてとなる筑波大学の海外分校早期開校に向けた支援など、職業訓練のみならず高等教育分野にも幅を広げています。

日本政府としては、2022年に予定される様々な記念行事などを通じ、過去40年間にわたり日・マレーシア間の協力を支えてきた様々な関係者や団体との連携を再強化し、今後の両国の末永い友情と協力関係の発展に結びつけていきたいと考えています。



東方政策40周年のロゴマーク



東方政策留学生として日本への留学を控えるマラヤ大学・日本留学特別コース所属学生の卒業式（2020年2月）

（注1） CIAST : The Centre for Instructor and Advanced Skill Training

（注2） MJIT : Malaysia-Japan International Institute of Technology

特集

第9回太平洋・島サミット
(PALM9: The Ninth Pacific Islands Leaders Meeting)

7月2日、テレビ会議方式で、第9回太平洋・島サミット (PALM9) が開催されました。太平洋・島サミット (PALM) は、太平洋島嶼国^{しよ}地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国地域のパートナーシップを強化することを目的として、1997年から3年に一度開催されている首脳会議であり、これまでに8回開催されています。PALM9は、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相が共同議長を務め、日本、島嶼14か国 (ツバル、クック、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ)、オーストラリア、ニュージーランドに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳などが参加しました。

PALM9では、菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向け、日本と太平洋島嶼国との協力をオールジャパンで更に強化していく政策である「太平洋のキズナ政策」を発表するとともに、今後3年間にしっかりとした開発協力と5,500人以上の人材交流・人材育成を実施することを表明しました。またPALM9では、今後3年間の重点分野として、(1) 新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。) への対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱^{じん}な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の五つの分野を中心に議論が行われ、特に新型コロナ対策については、菅総理大臣から、太平洋島嶼国に対するサプライチェーン整備などの支援や、COVAXなどを通じてのワクチン供与を行うことを表明しました。太平洋島嶼国からは、PALMがこれまで果たしてきた役割に対する高い評価とともに、PALM8における日本のコミットメントの実現及び五つの重点分野に関する今後3年間の日本の新たなコミットメントに対して謝意が表明されました。

さらに、菅総理大臣から、PALMプロセスは進化を続けており、PALM9では具体的で行動志向の議論を行うことができたとの評価を述べたのに対し、太平洋島嶼国は、PALMプロセスを一層強化することを歓迎するとともに、日本と太平洋島嶼国で今後も緊密に連携していくと述べました。

議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット (PALM9) 首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシートーPALM8以降の日本の支援」を採択しました。「共同行動計画」には、「太平洋のキズナ政策」の下で、五つの重点分野について日本が太平洋島嶼国と共に取り組んでいく今後3年間の具体的取組がとりまとめられました。



第9回太平洋・島サミット
(7月2日 写真提供:内閣広報室)

深まる^{きずな} 日・ウルグアイ外交関係樹立100周年

2021年は、日・ウルグアイ外交関係樹立100周年を記念して様々な取組が行われました。本コラムでは、日本の真裏に位置するウルグアイについて改めて紹介し、様々な分野において交流を深めてきた日本とウルグアイの絆について解説します。

■ 小さくてもキラリと光る国 ウルグアイ

ウルグアイを一言で表すならば、「小さくてもキラリと光る国」といえるでしょう。国土面積は日本の約半分、人口は横浜市よりも少なく、規模は小さいですが、中南米の中で政治的・社会的・経済的に最も安定した国の一つです。このことは、民主主義指数、法治指数ともに中南米第1位、国民一人当たりGDP南米第1位といった数字に表れています。

主な産業は農牧林業で、特に牧畜が盛んです。ウルグアイでは人よりも牛や羊の数の方が遥かに多く、人口約347万人に対し牛は3倍以上の1,188万頭、羊は2倍近い634万頭が飼育されています。また、ウルグアイは従来からの水力発電に加え、風力、太陽光、バイオマスなどによる電力供給も積極的に推進した結果、今では電力供給源の約96%を再生可能エネルギーが占める、再エネ分野の先進国としても知られています。

■ 友好の歴史

日本とウルグアイは、1908年のウルグアイへの日本人の移住を契機に、様々な分野で交流・協力を重ねてきました。例えば、日本は国際協力機構（JICA）の技術協力を通じ、林業を中心とした幅広い分野において、研修生の受入れや日本人専門家の派遣を行ってきたほか、ウルグアイ初の太陽光発電施設「ひかり」の設置など、無償資金協力も通じてウルグアイの持続可能な発展に資する取組を後押ししてきました。長年の交流を通じて、武道や和太鼓などの普及活動を行っている在ウルグアイ日本人会の活躍もあり、ウルグアイでは日本という国や日本の文化が広く親しまれています。両国の絆の証左として、日本が未曾有の災禍に襲われた東日本大震災の際は、ウルグアイ政府から、日本語で「日本の皆様が元気になりますように」と温かいメッセージを添えて、多数のコンビーフ缶が被災地に届けられました。

■ 外交関係樹立100周年 一次の100年へー

近年、日・ウルグアイ関係は着実に発展しています。2018年には安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてウルグアイを訪問し、両国の関係が一層強化されました。その成果として、両国間で牛肉の相互輸出が解禁され、現在では日本人もウルグアイ人も、和牛とウルグアイ産牛肉の両方を味わえるようになっています。



「日・ウルグアイ外交関係樹立100周年記念」ロゴマークを発表する茂木外務大臣とプステイジョ外相（1月6日、ウルグアイ・モンテビデオ）



東日本大震災の際にウルグアイから届いたコンビーフ

外交関係樹立100周年を迎えた2021年は、1月に茂木外務大臣が日本の外務大臣として35年ぶりにウルグアイを訪問し、両国が自由、人権、法の支配などの基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認しました。また、2017年に発効した投資協定に続き、7月に租税条約、10月に税関相互支援協定が発効し、両国の経済関係が一層促進されることが期待されます。さらに、100周年を記念して、両国では様々な記念事業が実施されました。日本では、日本郵便がウルグアイの象徴的な風景や文化を題材とした特殊切手を発行し、ウルグアイでは、記念プロジェクトとして、在ウルグアイ日本国大使館の主導により様々な場所で桜の植樹が行われたほか、日本国大使館と先住民芸術博物館（MAPI）による「着物展」の開催、記念切手の発行が実現しました。100周年において実現したこれらの取組を通じ、今後一層両国間の関係が深まることが期待されます。



ラ・パス市での桜の植樹

特集

日・中南米関係の発展と展望

2021年は日本と中南米の関係が深まった年でした。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、ボクシングで最多4階級を制したキューバ選手や、パラリンピックで獲得した金メダル数が世界7位となったブラジル選手団の活躍は記憶にある方も多いでしょう。競技会場へのバスを乗り間違えてしまったジャマイカ選手が日本人スタッフのおかげで競技に間に合い、金メダルを獲得するという心温まる裏話もありました。また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）流行下の制約はあったものの、ホスト・タウンとの交流も行われました。

外交分野でも、2021年は日・中南米関係にとって重要な一年でした。対面外交が制約を受ける中、茂木外務大臣は、1月にメキシコ、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジルを歴訪し、さらに7月にグアテマラ、パナマ及びジャマイカを訪問しました。日本の外務大臣による中南米8か国の訪問は史上最多です。訪問先のグアテマラでは、中米8か国と、ジャマイカではカリブ14か国と対面とオンラインを組み合わせた地域対話も行いました。さらに、11月にはコロンビアの副大統領兼外相とパラグアイ外相の訪日が実現し、その他オンラインでの会談も含め、かつてない緊密な対話を実現した一年となりました。

このような緊密な対話の背景には、日本と中南米が共に取り組むべき国際社会共通の課題があります。各国との対話の中では、日本側から「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の取組を説明し、このような取組を広げていくこと、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のため連携していくことを呼びかけました。また、世界が直面する新型コロナウイルス、自然災害、気候変動といった地球規模の課題に共に立ち向かうこと、国連を始め国際場裡で協力していくことを訴えました。さらに、中南米に進出する日系企業にとってのビジネス環境改善なども要請しました。とりわけ外相間の対面での突っ込んだ議論が功を奏し、こうした重要課題のいずれについても、各国からの理解と協力を得ることができました。



グアテマラの世界遺産都市アンティグア。同世界遺産を含め、中南米の多くの文化財の保護には日本のODA支援も行われている。（@INGUAT）



茂木外務大臣とクルティエル経済相との会談（1月5日、メキシコ）



茂木外務大臣によるボルソナーロ大統領表敬（1月4日、ブラジル）

地理的には距離があるものの、日本と中南米の間には、このような踏み込んだやりとりができる素地があります。中南米では、100年以上前から、移住者とその子孫たちが「架け橋」となって親日感情を築いてきました。現在に至るまで、彼ら日系人の存在はとても重要です。また、中南米の多くの国が自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有しており、カリブの島国を含め自由に開かれた海洋秩序を重視する国も多数あります。地震、火山、ハリケーンといった自然災害の多さも日本と共通しており、日本の知見を生かした防災などの協力には多くの感謝の声を聞きます。

さらに、中南米は鉱物、エネルギー、食料資源の世界屈指の産地として、以前から日本との相互補完的な貿易関係を築いてきましたが、近年経済連携協定などが続々と締結される中、グローバルサプライチェーンを支える製造拠点としての重要性も増しており、日系企業の進出も増えています。最近では、情報通信などの技術革新によって協力の可能性が拡大しており、また、クリーンエネルギーやグリーンエコノミーでの協力が深まることも期待されます。

一方で、中南米諸国は深刻な課題も抱えています。治安や自然災害といった問題に加え、国によっては汚職などの旧弊が維持され、格差や貧困などの構造的な課題が発展の足かせとなり、地域情勢の不安定化要因となっています。世界の他地域と比べても深刻な新型コロナの被害は、こうした状況を一層悪化させています。

これまで日本は中南米に対して、「3つのJuntos!! (共に)」、すなわち、経済関係を深めて共に発展しよう、国際場裡で共に主導的役割を果たそう、交流を深めて共に啓発しようという指導理念の下で、結び付き（連結性）を強めてきました。世界や中南米諸国が困難に直面している時代にこそ、長年の友好関係を、距離を超えた緊密な対話で更に強化し、新しい課題にはお互いの知恵を結び付けながら、価値を共有するパートナーとして、共に歩んでいきます。

コラム

日欧青年交流がつなぐ未来 (MIRAI)^(注1) — 新型コロナ流行下での取組 —

日本と欧州との青年交流事業「MIRAI」では、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者が来日できない中、日本の大学との交流やこれまでの参加者を対象としたネットワーキングイベントなどをオンラインで開催し、日欧の若者の交流促進・対日理解の向上に努めています。

■ 日本の大学とのオンライン交流

欧州から参加した学生の声

- ・日本の大学生のみなさんとともに過ごした時間はとても有意義で、日本社会や文化に対する彼らの考えがよく分かりました。日本に対する理解と愛情が、より深くなりました。
- ・日本だけでなく、欧州の国々についても知識を深めることができました。様々な観点から課題について学んだことを論文にしたいと思います。
- ・19世紀、最も人口の多い都市となっていた江戸が「もったいない」の概念を取り入れ、全ての資源が大切に使われていたことについて、日本人学生と学ぶことは興味深いものでした。

芝浦工業大学 工学部先進国際課程 橘 雅彦特任教授
(大学交流に協力)

欧州の学生はイノベティブな日本の長寿企業やリサイクル都市だった江戸など、日本の伝統に関心を示し、日欧の学生それぞれに得るものがあったようで、事後のアンケートでも9割以上の参加者からプログラムに「満足」との回答がありました。オンラインが国際交流として十分機能すると示せたことは、最大の収穫でした。



芝浦工業大学とのオンライン交流 (4月、5月)

■ MIRAI 同窓会 ネットワーキングイベント

シロジディノブ・ショグルクさん (2015年度ウズベキスタンから参加)

MIRAIで初めて日本の文化や社会に触れ、日本の技術発展や社会エチケットの高さに感銘を受けました。その後は日本留学を経て、東京の日系グローバル企業で働いています。MIRAIでのイベントでは、欧州各国からの約100名の参加者を前にプレゼンし、質問に答えるなど、私の経験を共有する貴重な機会になりました。

ボーニツジョ・フェルナンデス・クラウディアさん (2018年度スペインから参加)

スペインの大学で日本の文化について研究していた私は、MIRAIでの経験を通じて、日本に住み、研究を深めたいと思うようになりました。夢を叶え、現在は京都大学の博士課程で研究するとともに日欧大学合同のオンラインセミナーを主催するなど、日欧をつなぐ活動にも取り組んでいます。

メレカ・アントニオさん (2019年度イタリアから参加)

私は、就職活動時にMIRAIでの経験をアピールしたことや、MIRAIで培った人とのつながりがきっかけで、国連機関でのインターンやシンクタンクにおけるEU・アジア太平洋関係研究の機会を得ることができました。MIRAI参加後にはSNSでMIRAIの広報活動を行っており、同窓会イベントによりネットワークは大幅に広がりました。今ではインターンなどで出会う同世代の多くにMIRAIへの応募を勧めています。

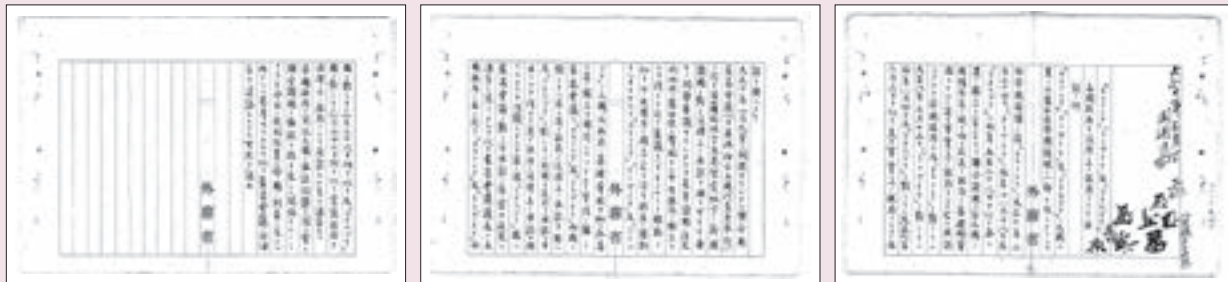
オンラインによる交流継続は、参加者一人ひとりの日欧関係への思いを知り、お互いの絆^{きずな}を深める機会となりました。外務省は、今後も、日欧の明るい未来 (MIRAI) につながる取組を続けていきます。

(注1) MIRAI : Mutual-understanding, Intellectual Relations and Academic Exchange Initiative

コラム

日本とバルト三国との友好100周年

第一次世界大戦後、ロシア革命を背景に、エストニア、ラトビア、リトアニアはロシア帝国からの独立を宣言し、国際的な承認を経て共和国として誕生しました。日本は、当時のエストニア及びラトビアを1921年に、リトアニアを1922年に国家承認しました。それから100年目に当たる2021年（リトアニアについては2022年）を、それぞれの国との友好100周年として祝い、日本とバルト三国との友好関係の発展を図っています。



大正10年3月1日閣議決定 「エストニア」「ラトヴィア」及「ジヨルジア」各国政府ヲ法律上ノ政府トシテ承認ノ件

1929年にはラトビアの首都リガに日本の公使館が開設され、欧州情勢に関する情報収集で重要な役割を果たしました。また、リトアニアのカウナスには領事館が設置され、そこで杉原千畝副領事が発給した「命のビザ」は第二次世界大戦中に多くのユダヤ人の命を救ったことで知られています。その後バルト三国は第二次世界大戦下でソ連に併合されましたが、1990年にソ連からの独立や独立への移行の宣言が発出され、日本は翌1991年にエストニア共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国として独立した現在のバルト三国を改めて国家承認し、外交関係を開設しました。以来バルト三国は欧州の一員として国際社会で積極的に活動し、日本にとっても基本的価値を共有する重要なパートナーとなっています。その間、2007年に天皇皇后両陛下（当時）がバルト三国を御訪問され、2018年に安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてバルト三国を訪問するなど順調に二国間関係を発展させてきました。

2021年においても、バルト三国との要人往来が活発に行われました。まず、1月の「ラトビア共和国国家承認100周年記念式典」に菅総理大臣がビデオメッセージを寄せ、7月には茂木外務大臣が日本の外務大臣として初めてバルト三国を歴訪しました。また、8月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、カリユライド・エストニア大統領とレヴィッツ・ラトビア大統領夫人が訪日しました。これらの機会に行われた会談では、100周年を迎える日本とバルト三国の友好関係を確認するとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を始め、同志国として国際社会共通の課題において協力を促進することで一致しました。

日本と各国の交流行事は新型コロナウイルス感染症による制限を受けましたが、感染状況を見極め、対策をとりながら、エストニアでは6月から11月まで着物展を、またラトビアでは10月から12月までデジタル浮世絵展を実施しました。さらに、11月には、これら両国でオンライン形式の日本ブランド発信事業「江戸木版画」セミナーを実施しました。



ラトビア訪問時にリンケーピッチ外相（中央）と植樹する茂木外務大臣

バルト三国は欧州の物流拠点としても発展中です。西欧諸国との統合強化のための広域インフラ事業が進行中であり、日本との経済関係強化にも積極的です。経済的な連結促進を通じて欧州の結束強化に寄与できるよう、日本政府としても後押ししていく考えです。友好100周年を契機に、経済的・文化的交流をこれまで以上に強化し、日本の人々にとってバルト三国がより身近に感じられるようにしていきます。

特集

「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」 と日本の欧州外交

第2章

地域別に見た外交

東アジアの安全保障環境の厳しさが増し、国際社会の不確実性が增大する中で、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)^(注1)」の実現に向け、基本的価値を共有する同志国との連携強化は極めて重要です。2021年は、従来は地理的に遠く離れていて必ずしもインド太平洋への関心が高くなかった欧州のインド太平洋への関心と関与が増大した年でした。

欧州連合 (EU) においては、南太平洋に領土を持つフランス、歴史的、経済的にアジアとの結び付きが強いオランダ及びドイツに続き、EU独自のインド太平洋に関する戦略策定の機運が高まっていました。そうした中、茂木外務大臣が1月に日本の外務大臣として初めてEU外務理事会に出席 (オンライン形式) し、FOIPに関する日本の考えと取組を説明しました。その後、EUは9月に「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する共同コミュニケーション」を発表し、日本を含むパートナーと共にインド太平洋において協力していく方針を鮮明にしました。さらに2022年2月、同年前半のEU議長国であるフランスとEUが共催する「インド太平洋閣僚会合」に、林外務大臣が出席 (オンライン形式) し、パートナーとの連携強化の重要性を強調しました。また、北大西洋条約機構 (NATO) も、6月のNATO首脳会合の成果文書において日本を含むアジア太平洋パートナーとの協力拡大に言及するなど、FOIPのビジョン実現に向けた心強いパートナーとなっています。

英国も、3月に策定した「競争時代におけるグローバル・ブリテン」と題する戦略文書の中で、インド太平洋への関与を深めていく方針を示しています。

インド太平洋における日本と欧州との協力は幅広い分野にわたっています。上述のEUの「共同コミュニケーション」にはEUが日本を含むパートナーとの協力を強化していく分野として、既に日・EU間の協力が進行しているグリーン及び連結性に加えデジタルなど計七つの優先分野が提示されています。また、日本は、多くの欧州諸国との間でも新型コロナウイルス感染症対策、気候変動対策、デジタル化、経済安全保障などの分野についても、協力を推進していくことで一致しています。

そして、特に安全保障分野では、欧州各国は、実際に艦艇を派遣するなど、インド太平洋への関与も強化する方針が確固たるものであることを示しています。フランスは累次にわたり艦隊を派遣し、日本と共同訓練を行うとともに「瀬取り」監視に参加しました。とりわけ、5月に練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」が日本に寄港した際には、米国・オーストラリアも交えた共同訓練を実施しました。英国は空母「クイーン・エリザベス」を中心とした英国・オランダ・米国の艦艇で構成される空母打撃群の日本寄港、二国間及び多国間共同訓練の実施により、英国の地域への関与が揺るぎないものであることを示しました。ドイツもまた、フリゲート「バイエルン」の日本寄港、二国間及び多国間共同訓練並びに「瀬取り」監視への初参加により、地域への関与を強化しています。

国際社会のバランスが大きく変化する中で、法の支配を始めとする基本的価値を共有する欧州諸国との連携強化が、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、さらには法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化において果たす役割は一層大きくなっています。日本としては、2021年に増大した欧州のインド太平洋への関心と関与を歓迎するとともに、こうした関心と関与が揺るぎないものとなるよう、今後とも緊密に連携していく考えです。



EU外務理事会に出席し「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」について説明する茂木外務大臣 (1月)

(注1) FOIP : Free and Open Indo Pacific

特集

経済制裁下のイランにおける日本企業支援

在イラン日本国大使館

第2章

地域別に見た外交

1929年に在イラン日本公使館を開設して以来、日・イラン外交関係には90年以上にわたる交流の歴史があります。日本は、様々な分野でイランとの二国間関係を強化していくとともに、中東地域における緊張緩和と情勢安定化に向けて外交努力を継続しています。

経済・貿易関係に目を向けると、かつて日本は多くのイラン産原油を輸入し、両国の経済関係を拡大してきました。イラン核合意成立後、日本はイランと投資協定を締結し、日本企業のイラン進出を支援してきましたが、2018年以降は米国の核合意離脱に伴う経済制裁復活の影響などから、日・イラン間の経済・貿易関係は大幅に縮小しています。イランに投資し、事務所を構えていた多くの日本企業も、事務所の規模縮小や事務所数の減少を余儀なくされています。また、イランで事業を展開する日本企業が抱える問題も特殊です。例えば、円から現地通貨への両替ができない、海外からの送金ができないなど、イランでビジネスを進めるには、現状において様々な課題が存在します。

しかし、イランで活動する日本企業は、将来のビジネスの再開や拡大も見越しつつ、イランでのプレゼンスを維持し、取引先であるイラン企業などとの関係を保持しています。多くのイラン人の中には、日本車や日本の電化製品に対する極めて高い信頼が根付いており、より多くの日本企業が早くイランに戻ってきて欲しいとの強い期待を持っていることが感じられます。在イラン日本国大使館の業務の一つは、イランに駐在する日本企業関係者との定期的な面談などを通じて、企業が抱える問題を把握し、その解決に努めることです。経済制裁の影響など、各企業が抱える問題は特殊なものが多いのですが、問題解決に向けてイラン外務省やイラン中央銀行などイラン当局への働きかけなどを行っています。また、8月には、茂木外務大臣がイランを訪問し、その機会を捉えて、日・イラン税関相互支援協定が署名され、将来的に二国間における人やモノの流れの促進が期待されています。



税関相互支援協定署名の様子（8月、テヘラン）

また、大気汚染が深刻化する中、イランは発電容量における再生可能エネルギーのシェア増加を目指しており、太陽光発電や水力発電の分野におけるビジネス展開も期待されます。また、豊富な原油や天然ガスなど従来型エネルギー資源だけでなく、水素やアンモニアなどの新エネルギー分野におけるビジネスの可能性も見込まれます。さらに、イランでは馴染みの薄いリサイクルの推進に向けた取組なども日本企業関係者と共に行っており、こういった取組に対してもイラン側からは高い関心が示されています。

多くの制約がありますが、在イラン日本国大使館は在留邦人・企業とテヘランでの生活を共にしながら、日本勢一丸となって将来のビジネスチャンスを探求しています。これからも、経済分野を含む日・イラン関係がより発展していけるよう、日本企業を支援していきたいと思えます。

コラム

日・クウェート外交関係樹立60周年

2021年、日本とクウェートは外交関係樹立60周年を迎えました。

日本とクウェートの関係は公式な外交関係を樹立する1961年12月8日以前（クウェートは1961年に独立）に遡り、1958年には日本のアラビア石油が、クウェートとサウジアラビアの中立地帯沖合にあるカフジ油田で石油採掘を行うなど、両国の間で活発な経済活動が行われていました。

2021年、両国では新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、様々な行事が行われました。茂木外務大臣とアフマド・ナーセル外相との間では、2度の電話会談が実施され、外交関係樹立60周年を祝福しました。

外交関係樹立記念日の12月8日には、駐日クウェート大使館により、これまでの両国の歩みを振り返る写真展が開催され、本田太郎外務大臣政務官が出席しました。同写真展の冒頭、アフマド・ナーセル外相からのビデオメッセージが放映され、両国政府及び国民に対する祝意が表明されました。

また、同日、クウェートでは60周年を記念して、ランドマークであるクウェート・タワーがライトアップされ、タワーの下で共に祝福する在留邦人とクウェート国民の様子は、クウェート国営放送や新聞各紙で紹介されました。

加えて、2021年は東日本大震災発生から10年の節目の年でもあり、原油供与などのクウェートからの多大な復興支援を踏まえて、両国の連帯を示すため、3月にもクウェート・タワーがライトアップされました。また、在クウェート日本国大使館が制作・公開したクウェートからの復興支援への感謝を伝える動画に対し、クウェートの人々から被災地の復興に思いを寄せるコメントが多数投稿されました。国内では福島県二本松市が、クウェートによる被災地支援に謝意を表明するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるクウェート選手団のホストタウンとなりました。

さらに11月には、クウェート日本人会主催の海岸清掃活動「亀作戦」が、クウェート市内において実施されました。この清掃活動には、クウェート環境庁などが協賛として加わり、在留邦人のほか、800人以上のクウェート市民が日・クウェート外交関係樹立60周年ロゴマーク入りのTシャツを着用して参加しました。



本田外務大臣政務官のクウェート写真展出席の様子（12月、東京）



クウェート・タワーのライトアップ（3月）



日・クウェート外交関係樹立60周年ロゴマーク



「亀作戦」の様子（11月、クウェート市）

このほか、在クウェート日本国大使館は、1年を通じオンライン動画により、1990年のイラクのクウェート侵攻に際しての日本の取組など、両国の協力関係や日本の言語・文化を紹介しました。

2021年は日・クウェート双方による様々な取り組みを通じ、両国間の絆^{きずな}を改めて思い起こし、今後の二国間関係の一層の発展に向けて決意を新たにす1年となりました。



動画「日本とクウェートのきずな—歴史の証言者たち—」より、ビシヤール元湾岸協力理事協会（GCC）局長へのインタビュー（8月、オンライン）

コラム

日・カタール外交関係樹立50周年

2021年、日本とカタールは外交関係樹立50周年を迎えました。

カタールというと馴染みが薄いかもかもしれませんが、首都ドーハの名前は聞いたことがあるという人も多いのではないのでしょうか。サッカー日本代表が、初のワールドカップ出場をかけた1993年のイラク戦で、後半ロスタイムに同点ゴールを許し、予選敗退を喫することになった「ドーハの悲劇」の舞台となったのがカタールです。

また、日本とカタールは、主に発電用の燃料として使用されている液化天然ガス（LNG）の分野で強固な関係を築いてきました。日本はカタールからLNGを年間800万トン以上（総輸入量の約11%）輸入しています。カタールは世界有数のLNG産出国として、一人当たりGDPは約6.2万ドルを誇り、短い期間で世界でもトップ10に入る豊かな国になりましたが、このようなカタールの発展に日本はLNGの購入を通して貢献してきました。

50周年という節目の年を迎えた2021年の8月、茂木外務大臣はカタールを訪問し、ムハンマド副首相兼外相との間で、第1回日・カタール外相間戦略対話を実施しました。対話の冒頭で茂木外務大臣からは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのカタール人選手の健闘^{たたく}を讃えつつ、この機会に両国間の「包括的パートナーシップ」を更に深化させたいと述べました。両外相は9月の国連総会の際にもニューヨークで会談し、アフガニスタンをめぐる課題への対応を含め、二国間関係強化のため引き続き緊密に連携していくことで一致しました。その後、カタールによってアフガニスタンから出国する日本関係者への支援が行われ、2021年末までに約500人のアフガニスタン人がカタール経由で無事日本に到着しました。

そのほか、11月にはカタール文化省との共催で日本語の詩コンクールが行われるなど、新型コロナウイルス感染症対策もしっかりとりつつ各種イベントが行われました。2022年にも、日本語スピーチコンテストに加え、空手や柔道のイベントなど、日本とカタールの関係を更に盛り上げる機会が多く予定されています。



日・カタール外相間戦略対話（8月、カタール）



日本語の詩コンクールの募集案内（11月、カタール）

コラム

TICAD8の開催に向けて

—TICADプロセスを通じた日本のアフリカ外交のこれまで—

日本が、1993年にアフリカ開発会議（TICAD）^(注1)を立ち上げてから、2023年に30周年を迎えます。2022年に予定される第8回アフリカ開発会議（TICAD8）の開催を控え、TICADのこれまでの変遷を振り返ります。

TICADは、冷戦終結後、国際社会のアフリカ支援に対する関心が低下する中、アフリカへの関心を呼び戻し、アフリカ支援の重要性を論じるため、1993年に日本が立ち上げた国際会議です。この会議は、アフリカ開発に関する会議として、国際社会においても先駆的な存在でした。第1回の会議では、アジアの経済発展の成功体験をアフリカ開発の教訓として活用する重要性を強調しました。

TICAD II（第2回）は、「アフリカの貧困削減と世界経済への統合」をテーマに1998年に開催されました。また、アフリカ自身の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」というTICADの基本理念を打ち出す会議となりました。この理念は、日本自身が戦後、国際社会の支援を得つつ、自主性をもって発展してきた経験を、アフリカ開発においてもいかしていくことを示したものであり、現在では国際社会に共有され、アフリカ諸国にも浸透しています。

TICAD III（第3回）は、2001年の「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」の成立、2002年のアフリカ連合（AU）の発足など、開発の推進に向けたアフリカ側のオーナーシップが高まる中、2003年に開催されました。日本は、「アフリカ問題の解決なくして21世紀の世界の安定と繁栄はなし」との認識の下、国際社会の知恵と経験をアフリカ支援に結集させるべく議論を行いました。

TICAD IV（第4回）は、「元気なアフリカを目指して—希望と機会の大陸—」というテーマの下、2008年に開催され、経済成長の加速化、人間の安全保障の確立及び環境・気候変動問題への対処が重点事項として議論されました。日本は、対アフリカODA及び民間投資の倍増を表明し、会合では、現在のTICADの特徴の一つでもある、フォローアップの重要性が確認されました

TICAD V（第5回）は、「躍動するアフリカと手を携えて」というテーマの下、2013年に開催され、アフリカの経済成長の更なる後押しについて議論されました。また、アフリカにおける産業人材育成の重要性に鑑み、ABEイニシアティブ^(注2)が立ち上げられました。

TICAD VI（第6回）は、初のアフリカ開催として、2016年にケニアで開催されました。日本は、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や強靱な保健システム^{じん}促進、平和と安定の基盤作りなどのアフリカへの未来への投資を行うことを発表しました。

TICAD7は、「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーション」というテーマの下、2019年に開催され、経済・社会・平和と安定の三つの柱に基づき議論されました。中でもビジネス促進が議論の中心に位置付けられ、これまで以上に



TICAD IVの様子（2008年5月28日、横浜）

TICAD7集合写真
(2019年8月28日、東京 写真提供：内閣広報室)

アフリカにおける民間投資の重要性が確認される機会となりました。アフリカに進出する日本企業の数
は、過去10年間で520社から910社にほぼ倍増しています。

TICAD立ち上げ以来、日本は国際社会のアフリカ開発への関心を高めることに取り組んできました。
現在では、アフリカは「21世紀最後のフロンティア」として、その潜在力に国際社会の注目がかつてな
いほど集まっています。日本としても、TICADを通じ、アフリカとの協力関係を更に深化させていく
ことが重要です。

新型コロナウイルス感染症がアフリカの様々な開発課題を浮き彫りにする中、日本は、TICAD8を通
じ、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押しし、ポスト・コロナを見据え、アフリカ開発の針路を
示していく考えです。

(注1) TICAD : Tokyo International Conference on African Development

(注2) ABEイニシアティブ (アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ : African Business Education Initiative for Youth) : ア
フリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。日本とア
フリカの懸け橋として重要な役割を担っている。

特集

平和安全法制施行5周年

いかなる事態においても国民の命や平和な暮らしを守り抜くことは、政府が担う最も重い責任の一つです。2016年3月に平和安全法制が施行されてから、2021年3月に5周年を迎えました。平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになりました。

例えば、平和安全法制に新設された自衛隊法第95条の2により、自衛隊と連携して日本の防衛に資する活動に現に従事する米軍等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護することが可能となりました。米軍に対しては2017年から2020年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機会に、計57回の警護を実施しました。2021年11月には、共同訓練の機会に、オーストラリア軍に対して初めてとなる同様の警護も行われました。

また、平和安全法制施行を踏まえ、2017年には、日米間のより広範で円滑な安全保障協力の実施のため、新たな日・米物品役務相互提供協定（略称：日米ACSA）^(注1)が発効しました。新たな日米ACSAの発効により、平和安全法制を受け自衛隊から米軍に対して追加的に提供可能となった物品役務（例：自衛隊及び米軍の双方が参加する多数国間訓練のための物品役務）の提供に対しても、それまでの日米ACSA（1996年発効、2004年に第二次改正発効）の決済手続と同様の枠組みを適用させることが可能となり協力の実効性が一層高まりました。

さらに、国連平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充されました。2012年1月から2017年5月まで行われた国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）^(注2)に従事する南スーダン派遣施設隊の活動に対し、2016年11月に新しい任務が付与されました。この任務には、自衛隊が外国でPKO活動に従事する際、付近で活動するNGOなどが暴徒などに襲撃されたときに、襲撃されたNGOなどの緊急の要請を受けて、自衛隊が駆け付けてその保護に当たるいわゆる「駆け付け警護」や、他国の部隊との間での宿営地の共同防護を行うことが含まれました。

多国籍部隊・監視団（MFO）^(注3)への司令部要員の派遣も、法律施行に伴い可能となった非国連統括型の活動です。MFOは、1982年からエジプト・シナイ半島でエジプト・イスラエル間の停戦監視活動、対話・信頼醸成の促進支援などを実施する国際機関で、日本は2019年4月からシナイ半島国際平和協力隊員の派遣を開始し、現在2人の司令部要員を派遣しています。MFOへの司令部要員の派遣は、日本の「平和と繁栄の土台」である中東地域の平和と安定に資するのみならず、今後の国際平和協力の推進にとって有益な知見の蓄積にもつながる活動です。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化しています。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くべく、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えです。



日豪共同訓練（日豪トライデント）
（11月 写真提供：防衛省）



MFOへ派遣された司令部要員
（写真提供：PKO事務局）

(注1) ACSA : Acquisition and Cross Servicing Agreement

(注2) UNMISS : United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(注3) MFO : Multinational Force and Observers

コラム

日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト

外務省は、2020年から米国防省教育部（DoDEA）との共催で、在日米軍施設・区域が所在する地域において、地元の中高生と米軍人の子女との交流プログラムを実施しています。このプログラムは、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍する人材を育成することを目的とするものです。

2020年の青森県三沢市に続き、2021年は山口県岩国市（2回）、長崎県佐世保市、青森県三沢市で事業を実施しました。このコラムでは、岩国市及び佐世保市のプログラムに参加した日本人生徒の感想を紹介します。

■ 山口県立岩国高校 堀川まりあさん

私の将来の夢は英語を話せる看護師なので、今回のプログラムに参加することをとても楽しみにしていました。しかし、いざ参加してみると私の未熟な英語力ではなかなか思いが伝わらず、とても苦戦しましたが、米軍基地内の高校生たちは優しく丁寧に接してくれました。グループワークで行った旗作りやキャラクター作りでは、積極的にコミュニケーションを取ることで、お互いの国の文化をより深く知ることができ、とても有意義でした。今回のプログラムに参加して、これからも海外の方とたくさん交流したいと思います。そのためにも、自分の考えや思いを主張しながらも相手を思いやる気持ちを大切にして、より一層英語学習に力を入れていきたいと思います。またこのようなプログラムがあればぜひ参加したいです。

■ 長崎県立佐世保西高校 浦郷紗季さん

参加当初は、会場ではALT^(注1)の先生と楽しく会話ができ、同年代の子ともきっと良い時間が過ごせるだろうと思っていました。しかし、いざコミュニケーションを取ろうと思って上手く意思疎通が図れず、初日のプログラムが折り返し地点に来る頃には、最初の自信はほとんど消えかかっていた。それでも、フレンドリーに米国側の高校生が話しかけてくれて、拙い英語ながらも会話を膨らませ、2人で笑い合うことができたときには大きな喜びを感じました。日米交流の象徴となるようなマスコットキャラクターを考えるセッションでは、日本と米国、互いの国の文化について意見交換することで、普段は知ることのない両国の相違点に好奇心を抱きました。今回のこのようなプログラムでは自分の視野や関心の幅を広げることができ、とても貴重な経験となりました。



学生と交流する小田原潔外務副大臣
(11月7日、岩国市)



プレゼンテーションを行う日米の学生たち
(11月6日、岩国市)

(注1) ALTとはAssistant Language Teacherの略で英語を母国語とする外国人教師のこと

コラム

国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会議長を務めて

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 青木節子

私は、現在、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）^(注1) 法律小委員会（法小委）の議長（任期2年）を務めております。COPUOSは、1959年に常設委員会となった国連総会の補助機関で、宇宙空間の平和的な探査・利用を国際協力の下で進めることを目的として、宇宙科学技術研究への援助、情報交換、法律問題の検討を行い、活動結果を国連総会に報告します。COPUOS本委員会の下に科学技術小委員会（科技小委）、法小委という2つの小委員会が置かれ、国連宇宙部の所在するウィーンで、毎年、各小委員会が2週間、本委員会が10日間、開催されています。日本からはこれまで堀川康氏（2012年から2014年）が本委員会議長、宇宙飛行士の向井千秋氏がCOPUOS科技小委議長（2018年）を務めました。



COPUOS 法律小委員会の議長席に座る筆者

宇宙条約（1967年）を始めとする国連宇宙諸条約は、法小委で条約案の検討が行われたのち、COPUOSから国連総会に送付され、総会での採択を経て各国の署名、批准、条約発効と進み、宇宙探査・利用についての国際法の中核となっています。

2020年の法小委は新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延^{まん}のため開催が中止され、予定されていた議題は、翌年に持ち越されることとなりました。2021年に入っても状況が劇的に改善されるには到らなかつたため、例年3月下旬から4月上旬にかけて開催される法小委は、5月31日から6月11日の2週間、オンラインと対面のハイブリッド方式で開催されました。会議は国連の公用語である英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語の6言語で行われるため、通訳付きの特別なオンラインシステムが用意されました。同会期も、宇宙交通管理、宇宙デブリ（宇宙ゴミ）問題、小型衛星活動、国内宇宙法、法的拘束力を持たない宇宙活動規範の国内履行などが議論されましたが、中でも注目を集めたのは、2017年に議論が開始された宇宙資源の探査・開発・利用に関する法規^{いた}を一層具体的に議論する作業部会が新たに設置されたことです。宇宙条約では、宇宙の領有自体は禁止されていますが、資源の開発・採取や商業利用などについての規定はありません。国際法規則が不明瞭な中、各国の意見交換にとどまらず、作業部会で法的枠組構築への可能性を示すことができたのは、COPUOSのこれまでの規範形成の実績に基づく強固な国際協力の賜物^{たまもの}といえると思います。

ハイブリッド方式での開催は、時折生じる回線の不安定さもあり、議論は通常より困難な側面もありました。しかし、それがかえって各国の協力精神を生み出し、例年より円滑に、最終日の午前中には議事録の採択を行うことができました。困難な状況下で人類共通の利益である宇宙の平和利用を促進しようとする代表団の意思がそれを成し遂げました。その場に日本人議長として立ち会うことができました幸運に深く感謝致します。

^(注1) COPUOS : Committee on the Peaceful Uses of Outer Space

平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業に参加して

国際移住機関(IOM)ナイジェリア事務所 プログラム・サポート・オフィサー(平和構築) 山崎智美

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」研修員の山崎です。同コースの海外派遣スキームを通じて、世界的な人の移動（移住）の問題を専門に扱う国連機関である国際移住機関（IOM）^(注1)のナイジェリア事務所において国連ボランティアとして勤務しています。

IOMはナイジェリア国内で活動する最大規模の国連機関で、国内避難民支援や人身売買対策支援、国境管理支援など多岐にわたる支援を展開しており、私自身は主に平和構築支援を目的とする事業の形成やモニタリング評価を補佐する役割を担っています。

例えば、ナイジェリア北東部では、11年以上続く武装組織の活動に起因する治安悪化により、約218万人の国内避難民が発生しています（2021年7月時点）。このような強制移住の原因に対処するため、IOMが北東部で実施している「撤退・離脱・復帰・和解（DDRR）^(注2)」プログラムでは、ナイジェリア政府との協力の下、武装組織の構成員の離脱を促し、彼らを市民社会に戻すための活動が行われています。その一環として、私は、元構成員に対して心理的・社会的ケアや職業訓練を施し、市民社会への復帰を支援する国営のリハビリテーション・センターにおいて、職員の研修や施設の整備などを行う新規事業の形成を行いました。さらに、現在実施中の事業のモニタリング評価の補佐として、武装組織の元構成員を受け入れる地域住民との相互理解の促進を目的に複数回実施しているタウンホール・ミーティングのアンケート・フォームを開発し、ミーティングの効果を測り、プログラムの改善に向けたアイデアを得るための仕組みをつくりました。

また、ナイジェリアで展開される国際社会からの支援が北東部に集中する一方、まだそのような支援がほとんど入ってきていない北西部では、身代金の要求を目的とした誘拐や、金銭目的の殺害などの組織犯罪が相次ぎ、治安の悪化やそれに伴う強制移住が深刻化しています。このような状況を踏まえ、北西部でも支援プログラムを展開するためのニーズ調査に参加した私は、同僚と共に現地の課題を分析の上、IOMとしてどのようなプログラムの実施が可能であるかについての報告・提案書をまとめ、組織内部で共有しました。

平和構築支援は、事業形成時から多様な利害関係者の参画が不可欠であり、それゆえに時間のかかるプロセスではありますが、様々な人の意見を聞きながら新たなプログラムや事業を形成し、モニタリング評価を通じて事業の成果を確認することで、ナイジェリアの平和と安定に貢献するIOMでの業務には、大変やりがいを感じています。



武装組織の元構成員のためのリハビリテーション・センター前で（写真提供：IOM）

(注1) IOM : International Organization for Migration

(注2) DDRR : Disengagement, Disassociation, Reintegration and Reconciliation

特集

国連安全保障理事会 — 理事会が扱う課題とその変化 —

国連の場では、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、国際的な保健課題にとどまらず、安全保障にも影響を及ぼし得るという認識が広がっています。また、気候変動についても、安全保障上の脅威を悪化させるものという見方があります。このように、地域紛争、軍縮、テロリズムといった従来からの国連の安全保障課題と比較して、新しい安全保障課題だと捉えられるものが近年増えています。これに伴い、国連の安全保障理事会（安保理）が扱う課題にも変化が生じています。言い換えれば、安保理が国連憲章上担っている「国際の平和及び安全の維持」についての責任の範囲に変化が見られるのです。

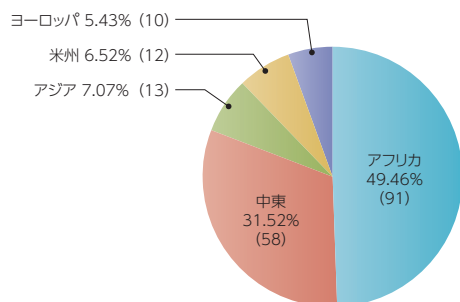
安保理の従来からの議題としては、まず、地域別のものがあります。特に、アフリカ及び中東に関するものが約8割と多く、アフガニスタン、シリア、リビアやソマリア、マリ、コンゴ民主共和国などの情勢が扱われています。また、テーマ別の議題もあり、国連平和維持活動（PKO）、テロの脅威、平和構築などが扱われます。さらに、このような既存の議題にとどまらない新しい内容を扱う場合には、安保理の各理事国は、その時々的情勢も踏まえて何を議題とすべきかについて協議します。

最近の議題数の傾向を見てみると、1990年代から2007年まで毎年8から23の新たな議題が追加されてきた一方、2008年以降は1年当たり三つ以下の追加にとどまっています。

その背景には、2010年代から、新たな課題を表現する新たな議題を増やしていくよりも、既存の議題の下に新たなサブ項目を追加することで、安保理が新しい課題に対応するという傾向があると考えられます。

例えば、テーマ別議題の一つである「国際の平和及び安全の維持」の下のサブ項目として、「海上の国際組織犯罪」、「気候と安全保障」、「新型コロナウイルス感染症の影響」などを加えることで、安保理としても国際情勢の潮流を受けた新しい課題に対応しようとする傾向があります。

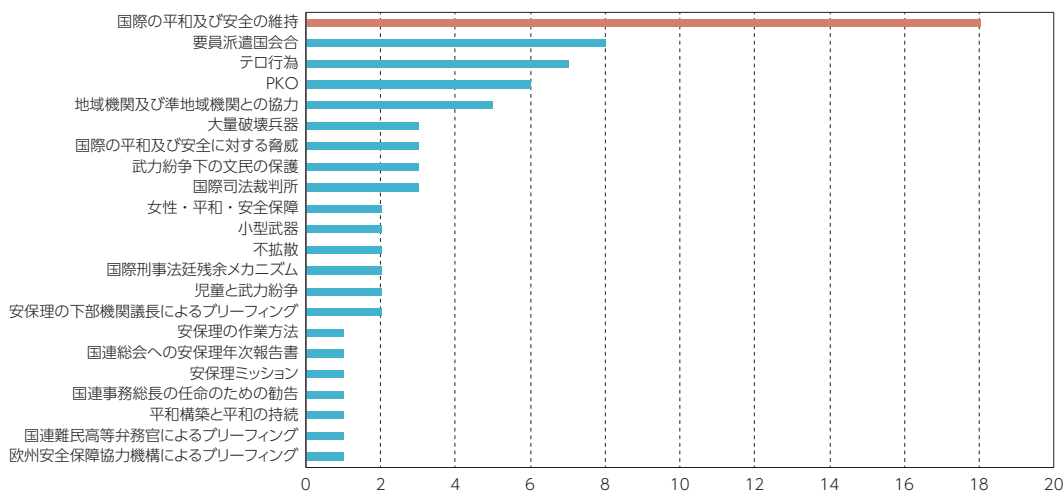
図1 各地域が安保理の会合の議題に占める割合（2021年、地域情勢に関する会合）



参照：国連公式HP「HIGHLIGHTS OF SECURITY COUNCIL PRACTICE 2021」

（注）ここでいう「会合」とは、公式会合及びビデオ形式で実施された公開会合を指す。（ ）内の数は会合数。

図2 安保理の会合の数（2021年、分野別議題のみ）



参照：国連公式HP「HIGHLIGHTS OF SECURITY COUNCIL PRACTICE 2021」
（注）ここでいう「会合」とは、公式会合及びビデオ形式で実施された公開会合を指す。

同時に、こうした流れは、新たな議題の追加をめぐる安保理内の調整の結果と見ることもできます。例えば、気候変動は、安保理では「国際の平和及び安全の維持」という議題の下に「気候と安全保障」というサブ項目を設ける形で扱われています。しかし実際のところ、各国の意見は割れているのが現状で、気候変動は紛争などのリスクを増加させる要因であるという認識の下、気候変動自体を（サブ項目ではなく）安保理の正式な議題として立てるべきという意見がある一方で、安保理は気候変動を扱う場ではないという考え方も見られます。このような各国の立場の相違も背景に、気候と安全保障を主題として扱う安保理決議はいまだありません。

なお、安保理の公式会合で取り上げる議題について理事国の一致が得られない場合には、安保理議場での手続投票となることがあります。手続投票は、常任・非常任の別を問わず9理事国の賛成票をもって可決されます。また、安保理の正式な議題となっていない案件であっても、公式な場ではなく、非公式な場（アリア・フォーミュラ会合^{ききん}など）で扱われる例も増えてきています。

日本は、安保理が気候変動、飢饉、感染症などの幅広い複合的な現代的課題にも効果的に対処することが重要という観点から、前回安保理理事国を務めた2017年から2018年の間に、「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」に関する公開討論（公式会合）を主催しました。

日本は現在、2022年の安保理非常任理事国選挙に立候補しています。同選挙に当選した暁には、国際社会の動向を注視しつつ、安保理の一員として、平和と安全の維持により一層貢献していきます。

国連の国際立法に携わって

上智大学名誉教授、国連国際法委員会委員・特別報告者 村瀬信也

国連国際法委員会（ILC）は、国際法の法典化と漸進的発達を任務として、1947年に創立されました。国連には珍しい個人資格の委員会（委員数34名）で、各委員はいかなる国家からも指示を受けてはならないとされています。

1967年、大学院で国際法を専攻することになったとき、私が興味を持ったのは、このILCの活動でした。その後、大学で教えるようになりましたが、1975年にILC主宰の国際法セミナーに参加し、1980年から1982年には、国連事務局の法務担当官としてILCの作業に関わりました。事務局からはその後も引き続きILCの文書の送付を受けました。2009年にILC委員に選ばれ、2022年末にやっと任期が終了します。こうして私は、この半世紀以上、ILCを、外からも内からも、ずっと見続けてきました。

ILC委員に就任した直後、私はILCが大気汚染や気候変動に関する国際法を整備するため、「大気の保護」というテーマについて取り組むべきことを提案し、採択されました。もっとも、最初は五大国出身の委員から猛烈な反対を受け、私の人生でこんな屈辱を受けたことはないと思うほど憤慨することもありました。しかし、努力と忍耐の甲斐あって、2021年の会期でガイドラインが採択されました。何十年後になるかもしれませんが、このガイドラインを基礎に、将来、国連海洋法条約に匹敵する包括的な「大気保護条約」が作られることを願っています。

個人資格の委員会なので、ILCでは、委員の間でエゴが激しくぶつかり合います。かつて、英国とフランスの委員の間で、二人が激昂して殴り合い寸前まで行ったという話もあります。内気な（！）私にはとても務まりそうにありませんでしたが、委員を続けている間に私も相当鍛えられてきたように思います。ILCでは「大気の保護」の他にも7、8件の議題がありますが、私は常に最初に発言することにしてあります。最初に発言するにはかなりの準備と勇気が必要ですが、委員会の議論の流れに一定の影響を与えることができるからです。他の委員が理不尽な議論を行った場合には、反論権を行使して、直ちに厳しく、バシッと批判することにしてあります。若い頃、ハーバード・ロー・スクールのゼミで、法律の議論の仕方を学んだことが、大いに役立っています。

国際社会において最も重要なことは、「法の支配」の確立です。それを確立するためには、まずもって、国際社会の法、つまり国際法を、明確な形で定式化しておく必要があります。第二次大戦以前の国際法は、大半が不文法である国際慣習法で占められており、不明確な部分も多く、しばしば国家間の紛争のもとになっていました。ILCの役割は、この慣習法を法典化し、明確な成文法としての多数国間条約に体系化することでした。同時に、国際社会の向かうべき方向を踏まえて国際法の「漸進的発達」を図ることも必要です。こうしてこれまでILCでは多くの多数国間条約が作られてきました。

国際社会にはまだ多くの分野で国際立法が必要とされており、日本の貢献が大いに期待されています。そうした期待に応えるには、それを担い得る人材を、外務省や国際法学会のみならず、日本の総力を挙げて育成していくことが望まれます。



筆者



ILCにおける審議、筆者前方左から2番目（前方スクリーン中央）

日本の人権外交の取組

国際社会の人権問題に対処するに当たって、日本が特に重要である点と考える点を改めて示すとともに、その考え方に基づいた具体的な取組の例を紹介します。

■ 1. 日本の人権外交の基本姿勢

人権や基本的自由は普遍的価値であり、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項です。

また、人権擁護の達成の方法や速度に違いはあっても、文化や伝統、政治経済体制、社会経済的発展段階の如何にかかわらず、人権は尊重されるべきものであり、その擁護は全ての国家の最も基本的な責務であると考えます。このような考えの下、日本は、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げる一方で、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、「対話」と「協力」を基本とし、国連などの国際フォーラム及び二国間対話などにおいて、日本を含む国際社会が関心を有する人権問題などの改善を促すとともに、技術協力などを通じて、必要かつ可能な協力を実施して、その国における自主的な取組を促してきています。

日本は、こうした日本ならではの貢献をいかしつつ、普遍的価値の面では決して譲ることなく、現下の国際情勢も踏まえた日本らしい人権外交を主体的かつ積極的に進めていきます。

■ 2. 人権状況改善のための具体的取組の例

(1) カンボジア人権状況決議、日・カンボジア人権対話

カンボジアは、長い混乱に苦しんだ時代を経て、現在急速に経済発展を遂げる中、国際社会から人権状況への懸念が示されています。

9月から10月に開催された第48回国連人権理事会において、日本はカンボジア人権状況決議案を起案し、提出しました。同決議は、カンボジアの人権状況に対する国際社会の声を反映し、特に政党・市民社会関係者の逮捕などに言及しつつ、市民的・政治的環境の悪化に深刻な懸念を表明するとともに、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進する内容となっているほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長することを決定しています。

日本は1999年から同決議を継続的に提出しており、これまで全てコンセンサス（無投票）採択されてきています。

決議案の作成に当たって、日本としては、カンボジアの人権状況の改善には、その懸念点を明確に指摘すると同時に、当事国であるカンボジアによる努力が不可欠であると考え、カンボジア自身が納得した上で、人権状況改善のための取組を行い、特別報告者の現地での活動や人権理事会での報告の場を設けることで、国際社会がこれをモニターし、促進する、バランスのとれた決議となるよう、カンボジアやEUを始めとする関係国などと協議を行い、調整に最大限尽力しました。

その間、9月には、第11回日・カンボジア人権対話をオンラインで開催し、政治活動の自由、表現・集会・結社の自由及び司法の独立などの人権分野における取組や諸課題について議論しました。日本側からはカンボジアにおける自由公正な選挙に向けた環境や市民社会の活動の在り方の問題について率直に取り上げたほか、人権分野における国際場裡での協力などについて意見交換を行いました。

これらの日本の調整努力がカンボジアや欧米諸国を含む国際社会から評価されたこともあり、10月、国連人権理事会においてカンボジア人権状況決議はコンセンサス採択されました。

日本はカンボジア国内の人権状況を注視しており、これまで選挙改革支援や若手政治関係者の招へい

などを実施するとともに、2020年度は国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）^(注1)への拠出金の一部を、同カンボジア事務所による人権状況改善に関する活動のための費用に充てています。同決議の採択とともに、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進し、同国における人権状況の改善につながることを期待しています。

(2) 日本が声を上げている例（中国の人権状況に関する共同ステートメント）

日本は、中国の人権状況についてもしっかりと声を上げてきています。例えば、香港や新疆ウイグル自治区^{きょう}などの人権状況について、10月の日中首脳電話会談で岸田総理大臣から習^{しゅう}近平^{しゅう}国家主席に直接提起したほか、4月と11月の日中外相電話会談でもそれぞれ茂木外務大臣と林外務大臣から深刻な懸念を表明しました。

こうした二国間での取組に加え、日本は、国連などの場においても、個別又は共同のステートメントで懸念を表明してきています。2月の第46回国連人権理事会ハイレベル・セグメントでは、茂木外務大臣が、ビデオメッセージの形でステートメントを実施し、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の情勢に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めました。

6月の第47回国連人権理事会においては、カナダが44か国を代表して新疆ウイグル自治区などの人権状況に関する共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加しました。同ステートメントでは、国連の特別手続による声明などで表明されたウイグル人などの拘束、強制労働・移送の疑いなどに関する懸念を共有するとともに、中国に対し、高等弁務官を含む独立したオブザーバーの同自治区への早急で効果的で自由なアクセスを認めることなどを求めています。また、香港国家安全維持法の下での香港における基本的自由の悪化や、チベットの^{ぜい}人権状況について、引き続き深い懸念を表明しました。

10月の第76回国連総会第3委員会においては、フランスが43か国を代表して新疆ウイグル自治区の人権状況に関する共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加しました^(注2)。同ステートメントでは、新疆ウイグル自治区の人権状況に深刻な懸念を表明するとともに、中国に対し同自治区への国連人権高等弁務官による意味のあるアクセスの確保を求めています。加えて、中国も参加した10月の第16回東アジア首脳会議及び11月のアジア欧州会合第13回首脳会合においても、日本は香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況に関する深刻な懸念を表明しました。

基本的人権は中国を含めいかなる国においても保障されることが重要であり、引き続き、国際社会が緊密に連携して、中国側に働きかけていくことが重要となっています。

(3) 人権に資するODAの例

日本は、開発途上地域に暮らす人々の人権状況の改善に向けて、法整備支援やメディア・ジャーナリズムの強化などのガバナンス分野への支援、女性や子ども、障害者などの脆弱な立場にある人々への支援に取り組んでいます。

ア 開発途上国では法律の未整備、法の運用や執行における課題、情報へのアクセス阻害といった状況が存在しています。日本は、国際協力機構（JICA）が最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、関係大学などの協力を得る体制の下で、1990年代後半より、アジア、アフリカ各国において、法令の整備・運用や司法アクセスの向上を中心とした



ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」の研修の様子
(写真提供：JICA)

支援を行ってきました。

1998年に法整備支援を開始したラオスでは、「法の支配発展促進プロジェクト」（2018年から2023年）において、民事法及び刑事法の法理論研究・分析や法学教育及び法曹の養成・実務研修の改善などに協力しています。2020年5月には、同プロジェクトが長年支援してきた初の民法典が施行されました。2021年には、民法の趣旨や背景を明らかにした解説書や刑事証拠法に関する執務参考資料を作成する活動を行ったほか、量刑や法曹人材育成に関するオンラインセミナーを実施し、市民の権利保護に資する裁判実務の向上に貢献しました。

イ 経済や情報の急速なグローバル化に伴い人の移動が活発化する中で、人身取引は国境を越えた各国共通の深刻な人権問題となっています。特に、ASEAN統合に伴って、メコン地域における人身取引の増加が懸念されており、タイ、ミャンマーなどに対する協力を実施してきました。ベトナムでも、「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」（2018年から2022年）を実施し、人身取引被害の予防や、被害を受けた女性や少女などの支援を目的とするコールセンターの運営の強化とともに、関係機関の協力体制を更に強化することで、より多くの人々に役立つホットラインの運営を目指しています。2021年には、政令改定に向けたワークショップ、カウンセリングの質の向上のための外部評価、関係省庁の連携強化を後押しする合意文書の調印、メディアを通じた広報活動などを実施しました。なお、2021年のコールセンターへの電話件数は約3,100件に上り（11月末時点）、これまで同プロジェクトによる研修などで育成した人材（電話相談員、ソーシャルワーカー、NGOなど）は131人となりました。



ベトナム「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」のコールセンターの様子（写真提供：JICA）

ウ そのほか、2021年12月現在、アジアを中心に世界74を超える国々に対し、人材育成、メディアの自由の強化、選挙・司法を含む各種制度の構築・整備支援を実施しています。

（日本の支援例）

- ・ 国家警察の能力強化：インドネシア、コンゴ民主共和国ほか
- ・ 法令・司法制度の整備・運用：ベトナム、インドネシア、ラオス、カンボジア、ネパール、バングラデシュほか
- ・ 選挙管理能力の強化（アドバイザー派遣、選挙管理委員や投票所スタッフへの研修など）：カンボジア、パキスタンほか
- ・ 選挙支援のための機材など（投票箱、生体認証登録用サーバーなど）の供与：パキスタン、リビアほか
- ・ メディアの自由の強化・保護に向けた職員や組織能力の向上の後押し：南スーダン、コソボ、ウクライナほか

■ 3. 「ビジネスと人権」^(注3)

サプライチェーンがグローバル化する今、企業活動における人権尊重に注目が集まってきており、企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られてきています。欧米においても、企業における人権尊重の取組の義務化などの動きが広がっています。日本では、このような「ビジネスと人権」に対する認識が必ずしも広く浸透していないこともあり、2020年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施し、企業の人権意識を高めるべく、企業の取組状況の把握に努

めつつ、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入促進につながる啓発活動などに取り組んでいます。

国際場裡では、国連主催セミナーやインドネシア外務省主催地域会合において、日本の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニング（互いに協力して学ぶこと）の強化に力を入れています。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い開発途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、法制度整備や政策形成、慣行改善などを通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していきます。また、こうした活動を通じて、日本企業が各国に適切な形で展開する上でより望ましい国際環境の確立を図っていきます。

人権侵害につながりかねないビジネス活動を行わない動きが国際的に浸透することにより、世界における人権侵害の抑止と、人権を尊重する企業の国際競争力強化につながるものと考えます。

(注1) OHCHR : Office of the High Commissioner for Human Rights

(注2) ステートメントのポイント

- (1) 新疆ウイグル自治区の状況を特に懸念している。信憑性の高い報告によると、100万人以上が恣意的に拘禁されているとされる政治的再教育施設の巨大ネットワークが存在。拷問などを含む広範で組織的な人権侵害、強制不妊手術、性的暴力、子の親からの強制分離も多く報告され、宗教の自由、移動・集会・表現の自由とウイグル文化への厳しい制限や広範な監視も存在する。
- (2) 国連特別手続や専門家が表明した、宗教・民族的少数者への集団的抑圧への懸念を共有する。
- (3) 中国に対し、高等弁務官などを含む独立したオブザーバーの新疆ウイグル自治区への早急で効果的で自由なアクセスを認めること、及び人種差別撤廃委員会の新疆ウイグル自治区に関する勧告の早急な実施を求める。これまでの調査結果を提示し、可能な限り早期の公表を奨励すると高等弁務官の発表を歓迎する。
- (4) 新疆ウイグル自治区の人権状況に対する懸念に鑑み、我々はすべての国に対し、ノンフルマン原則（迫害を受ける国又は地域への外国人の送還は原則として行わない）を尊重するよう求める。また、中国に対して自由権規約を遅滞なく批准することを求める。
- (5) 中国に法の支配の完全な尊重を確保し、人権の保護に関する国内・国際法上の義務を遵守することを求める。

(注3) 「ビジネスと人権」に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html>



特集

東京栄養サミット2021

栄養は、人が生きていく上で必要不可欠なものです。貧困や気候変動の影響による飢餓を始めとする低栄養は引き続き大きな課題です。現在、低栄養により、世界で1億4,000万人以上の子どもたちが発育阻害に苦しんでおり、5歳未満の子どもの死亡の約半数が栄養不足に起因しています。同時に、先進国や開発途上国の区別なく、過体重や肥満の問題も記録的なレベルにあり、世界の約20億人が、糖尿病など食生活に関連した病気に苦しんでいると言われています。

12月7日及び8日、日本政府は、東京栄養サミット2021を主催しました^(注1)。このサミットには、各国政府、国際機関、民間企業、市民社会、学术界を始めとする幅広い関係者が参加しました。東京栄養サミットでは、低栄養と過栄養の「栄養不良の二重負荷」を取り上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による世界的な栄養状況の悪化に対応すべく、(1) 健康、(2) 食、(3) 強靱性、(4) 説明責任、(5) 財源確保の五つに焦点を当てて議論を行いました。

今回のサミットでは、各国政府、国際機関、民間企業、市民団体を含む210以上のステークホルダーから承認を得て成果文書「東京栄養宣言（コンパクト）」を発出し、栄養改善に向けて国際社会が今後取り組むべき方向性を示すことができました。また、66か国及び26社の企業を含む180以上のステークホルダーから390以上のコミットメント（それぞれの政策的・資金的意図表明）が提出されるとともに、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られました。日本も、岸田総理大臣から、今後3年間で3,000億円（28億ドル）以上の栄養関連支援を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成などに貢献していくことを発表したほか、国内においても、栄養と環境に配慮した食生活、バランスの取れた食、健康経営などを通じた栄養改善を行っていくことを表明しました。

その準備の過程では、政府以外の国際的な市民社会団体や有識者などと緊密な連携を行い、その参画・協力が会議の成果に大いに貢献しました。

栄養状態の改善は、17ある持続可能な開発目標（SDGs）の目標2だけでなく、保健分野や農業、流通、水・衛生、ジェンダーなど幅広い分野と関連しているため、各分野が連携して取組を進めることでSDGs達成に近づくことができます。

日本政府は、人間の安全保障の理念に立ち、UHCの達成を含めた、「誰一人の健康も取り残さない」取組を進める決意であり、今後も世界の栄養改善を始めとするSDGsの達成に向け貢献していきます。

^(注1) 第1回栄養サミットは2013年にロンドンで、第2回は2016年にリオデジャネイロで開催



グテーレス国連事務総長のスピーチを聞く岸田総理大臣（12月7日、東京 写真提供：内閣広報室）



東京栄養サミット2021でスピーチを行う岸田総理大臣（12月7日、東京 写真提供：内閣広報室）



東京栄養サミット2021でスピーチを行う林外務大臣（12月7日、東京）

コラム

世界の脱炭素化に資する日本の取組

脱炭素コンサルタント 前田雄大

近年、大雨・洪水被害や、夏の猛暑を始めとする気候変動事象の発生頻度が増え、気候変動に対する日本国内の関心が高まっていますが、今や国際的な議論の中で気候変動問題は頻出のテーマです。その気候変動について、日本は官民の様々なレベルで今も昔も国際的な議論及び対策をリードしてきた存在と言えるでしょう。地球規模の課題であることから世界全体で議論を進めるべきとの問題意識の下、国連の枠組みで条約が成立したのが1992年ですが、日本はそれに先駆ける形で1990年に地球温暖化防止行動計画を発表しました。この中では「我が国は、その経済力、技術力等を活用して、開発途上国への支援等国際的地位に応じた役割を積極的に果たしていかなければならない。」との記載のとおり、日本が気候変動の文脈で世界に果たすべき責務が明記されています。事実、今日に至るまで様々な形で実施されている政府開発援助（ODA）の中でも、温室効果ガス排出削減につながる「緩和」に関する支援や、既に生じている気候変動問題への「適応」に対する支援を日本は継続的かつ積極的に実施し、世界の気候変動対策に広く貢献をしてきました。また、1997年には先進国が削減する温室効果ガスの数値目標と目標達成期間を規定した京都議定書の議論を主体的にリードするなど、世界の気候変動の議論を早くから主導し、パリ協定に基づく世界的な脱炭素の取組が進む現在の流れにつなげる役割も果たしてきました。パリ協定が発効し、世界の脱炭素の取組が一気に進展した昨今においても、2030年度に2013年度比で46%温室効果ガスの排出を削減する目標や2050年にカーボンニュートラルを達成する長期目標を発表するなど、責任あるコミットメントを継続して打ち出しています。

もちろん、日本の貢献は政策・外交面にとどまりません。いまや世界的脱炭素の牽引役となった太陽光発電ですが、国際的な気候変動対策の議論が進み始めたのと時を同じくして、太陽電池の性能向上とコスト面も加味した実装に貢献したのは日本企業でした。1999年には太陽電池生産量で日本は世界一を記録。今でこそ生産量では中国がその多くのシェアを占めていますが、フィルム型にでき、屋根上やメガソーラーのみならず、壁などにも貼り付けることができるペロブスカイト太陽電池を開発したのは日本の研究者ですし、東芝を始めとする日本メーカーがその開発で世界をリードするなど、太陽電池における日本の貢献は引き続き期待できる分野です。また、脱炭素の取組は再生可能エネルギーにとどまらず、蓄電池や水素といった取組も重要ですが、こうした分野でもパナソニックやトヨタなどの企業が世界トップレベルの技術を有し、取組を加速させています。こうした日本の取組とそれを通じた世界の気候変動対策への貢献のこれからに期待したいところです。



所信表明演説でのカーボンニュートラル宣言（2020年10月26日、東京 写真提供：内閣広報室）



フィルム型ペロブスカイト太陽電池（写真提供：株式会社東芝）
 （注）この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託業務の結果得られたものです。

コラム

戦後最大の人道危機への対応

現在、第二次世界大戦後最大規模となる約8,240万人の難民・国内避難民が世界で発生しており、紛争や自然災害などに起因する人道危機は複雑化・長期化しています。また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行により、人道支援そのものがより一層困難を極めています。このような状況の中、日本は国際機関と共に、増加する人道支援ニーズに対して、効率的で持続可能な支援を行っています。

■ 避難民と地元住民の健康を支え続ける —バングラデシュにおける避難民支援—

国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)^(注1) 駐バングラデシュ代表部 保健担当職員 菅原直子

2017年8月にピークを記録したミャンマー・ラカイン州から隣国バングラデシュへの大量避難民流入は2021年8月で4年が経過しました。現在、避難民は約90万人（うち51%が子ども）を超え、生活のほとんどを支援に頼らざるを得ない状況が続いています。このことは、貧困率の高いバングラデシュ地元住民の生活を圧迫しています。

IFRCは、赤十字国際委員会と日本赤十字社を含む世界11か国の赤十字・赤新月社と共に、現地バングラデシュ赤新月社を通じ、34の避難民キャンプと地元住民に対して給水衛生、シェルター、保健医療などの様々な支援を行っています。

中でも保健医療支援に関しては、IFRC含む五つの赤十字・赤新月社の支援で、13の避難キャンプに14のバングラデシュ赤新月社の保健医療施設を設置運営しているだけでなく、母子保健、感染症対応、栄養、救急法、心理的応急処置のトレーニングを受けた避難民と地元住民による保健ボランティアを育成し、保健衛生予防促進活動を行ってきました。保健医療施設と保健ボランティアが協働することにより、疾病の予防と早期発見治療に寄与しています。加えて、新型コロナ対応に当たっては、IFRCはバングラデシュ赤新月社を支援し、50床規模の新型コロナ隔離・治療センターを設置しました。保健ボランティアはキャンプ内の担当世帯を1軒1軒訪問し、正しい情報を伝えることで新型コロナの症状のある住民が確実に検査・治療が受けられるように、保健医療施設への橋渡しの役割を担ってくれています。

避難民問題は長期化し解決策が見いだせない状況ですが、世界の関心は薄れつつあり、資金確保がますます困難となってきました。そのような中でも、IFRCは、他の赤十字・赤新月社と共にバングラデシュ赤新月社を支援し、新たにキャンプ内に1施設、地元住民居住地域に2施設の保健医療施設を設置し、保健ボランティアの活動地域の拡大に向けて取り組んでいます。これらの活動を通じ、今後とも避難民キャンプ内外の保健医療ニーズに応えていきます。



保健ボランティア戸別訪問
(7月 写真提供：
バングラデシュ赤新月社)



世界手洗いの日キャンペーンでの活動
(10月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)



バングラデシュ赤新月社フィールドホスピタル救急外来
(9月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)



新型コロナ隔離・治療センター病棟
(7月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)

(注1) IFRC : International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

■ 新型コロナウイルス感染症の流行と気候変動の悪影響から人々を守るための支援活動

国連世界食糧計画（WFP）^(注2) ガンビア共和国事務所長 津村康博

アフリカ大陸の西端にあるガンビア共和国は、2020年3月の新型コロナ上陸以来、ウイルス封じ込めのための社会経済活動制限や国内外の物流活動の停滞が貧困及び食料不安を悪化させています。さらに欧州からの渡航禁止はガンビアの国民総生産の20%を占める観光業及びこれに依存するその他業種に従事する人々の生活に大きな打撃を与えました。また、2021年は前年に比べて主要食料品の価格が更に上昇しています。

加えてガンビアでは年々気候変動による様々な悪影響が増しており、気温の上昇や降水量の低下に伴い、火災や暴風雨、干ばつなどの災害の件数が近年増加するとともにその規模も大きくなってきています。また国土の大半がガンビア川沿いの低地で標高差がほとんどないため、塩水が河口より200キロメートル以上遡って浸水し、井戸水や耕地、作物を広範囲に損なう塩害も多く見られます。このような状況は農業生産性の低下を招くのみならず、水や土地をめぐる争いなど社会の不安定化や農村からの人口流出の原因にもなっています。2021年には近年に例を見ない強度の暴風雨がガンビア国土の大半を襲い、コロナ禍の社会経済的損失による打撃にあえいでいるところを多くの人々が家屋の損壊や農作物・家畜の損失に見舞われました。

このような中、2021年に実施された食料状況・脆弱性^{ぜい}調査の結果は過去の10年の調査結果（2011年、2016年、2021年）のうち最悪の食料状況を示しています。

このため、2021年前半にWFPは貧困度の高い約34万人に対する食料支援を行いました。また、雨季に発生した暴風雨に際しては、国連災害管理チームのリーダーとして国連諸機関の支援活動の調整や政府災害管理庁との協力・連携を行いつつ、食料・現金配布支援を被災者3万1,000人に対し行いました。さらに、日本政府の令和2年度補正予算^{せき}拠出のおかげで、最も脆弱な栄養不良の妊産婦や幼児たち4万人に対する栄養改善支援を行うことができました。

また、WFPは迅速な人道支援のみならず、塩害を防ぐ^{せき}堰や水路の整備、農民グループの収穫食料のロス防止や販路確保のサポート、地方自治体や災害管理庁の防災計画や早期警報システムの整備を行うなど、気候変動の災害リスクに対処するコミュニティや地方自治体、国家レベルのレジリエンス、持続可能な能力強化も支援しています。

(注2) WFP : United Nations World Food Programme



在セネガル日本国大使にWFP物流倉庫を案内する筆者（左）（写真提供：WFP）



緊急食料を受け取った暴風雨の被災者と筆者（右）（写真提供：WFP）



日本ODA拠出による栄養改善支援を受け取った母子の様子（写真提供：WFP）

コラム

新型コロナウイルス感染症の今だからこそ、地球環境保全

国連環境計画 (UNEP)^(注1) 化学物質・汚染政策統括官 吉田鶴子

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響を受け私たちの生活は様変わりしましたが、変わらないのが環境破壊の危機です。ロックダウンによる移動規制で生態系が回復したケースも散見されますが、PM2.5などによる大気汚染の減少は限定的でした。反対に、廃棄物管理やプラスチックごみ削減対策など、新型コロナの流行前は進んでいたものが後退し、環境政策に携わる私たちにとっても試練多き年だったのです。

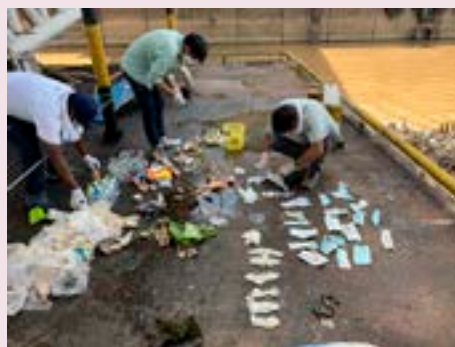
私は、これまで20年にわたり国連環境計画 (UNEP) で、ラテンアメリカ・カリブ海、アジア・太平洋の環境評価や汚染対策に携わってきました。UNEPは、地球規模の環境課題を設定し、政策立案者を支援し、グローバルな環境保全の権威ある唱道者としての役割を果たす国連機関です。いわば「世界の環境当局」として、国連システム内の環境対策を促す役割もあります。

プラスチック汚染排出上位10か国のうち9か国と、推定排出量の多い河川上位50のうち43がアジアにあります。昨今、身近ながらグローバルな問題として大変関心が高まっているプラスチック汚染ですが、最近まで原因の周知が進んでおらず、提唱される対策の有効性に疑問があるものも見受けられました。当初、海洋汚染の派生問題として捉えられていたということもあり、河川からの流出対策において有益な情報や専門家のネットワークが特に貧弱だったのです。UNEPが日本政府からの支援を受けて実施しているCounterMEASURE II^(注2) プロジェクトでは、アジア工科大学やGoogleと協力し、AI（人工知能）を駆使した画像分析を進めることにより、流入するプラスチックの種類と量を監視しています。メコン川流域での11月の調査では、使い捨てマスク、手袋、使用済み簡易検査キットなどの新型コロナ対策製品が大量に見つかりました^(注3)。このプロジェクトのお陰でインド政府の「プラスチック廃棄物管理規則」(2021年8月改正)^(注4) やメコン川委員会が主導する「プラスチック汚染長期モニタリング調査規定」には、邦人協力団体や専門家の協力も得た最新情報を使うことができます。

また、アジアの大気汚染対策においては、日本とUNEPが関わる「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」の設立20周年記念式典及び科学と政策に関する対話が開催されました。11月に開催された第23回政府間会合でEANET運営規程の改正が行われ、大気汚染対策協力を広げる体制が整いました^(注5)。汚染の中でも人の健康、特に子どもたちへの被害が一番広く直接的なのが大気汚染です。9月7日の「青空のためのきれいな空気の国際デー」には、世界各国できれいな空気の中で生きる権利を守るために一層の取組の呼



メコン川流域にはプラスチックを含む多くの廃棄物が流れ着く（タイ北部の様子）



2020年以降、新型コロナ予防対策に使用されたとと思われる廃棄物が激増



日本の援助と現地政府の協力で設置されたCCTV監視カメラ。映像はAIを使って分析

びかけが行われました^(注6)。

UNEPの中期戦略（2022年から2025年）は、気候変動、自然喪失、環境汚染という三大危機に立ち向かうことを柱としています。地球環境の危機を回避するには、開発途上国を含めた全ての地域や家庭でそれぞれSDGs達成に取り組み、環境負荷を下げる金融や投資システムを構築し、経済と社会の劇的な進化を促す以外に道はないでしょう。また、「誰ひとり取り残さない」ためにも、多国間環境条約への貢献を続け、若い世代の声をくみ上げる対策やデジタル技術活用の強化が求められています。

(注1) UNEP : United Nations Environment Programme

(注2) プロジェクト公式サイト <https://countermeasure.asia/>（英文のみ）

(注3) 監視カメラを使った調査の詳細は以下を参照
<https://countermeasure.asia/tackling-the-plastic-pandemic-by-closed-circuit-television-monitoring/>（英文のみ）

(注4) 法改正に関するインド政府公式サイトでの発表
<https://pib.gov.in/PressReleaseframePage.aspx?PRID=1745433>（英文及び現地関連語）

(注5) ネットワーク公式サイト <https://www.eanet.asia/>（英文のみ）

(注6) イベント公式サイト <https://cleanairweek.org/>（英文のみ）



(注2)



(注3)



(注4)



(注5)



(注6)

コラム

科学技術を通じた食料システム転換・栄養改善実現への提言
 —STEP Initiative by STI^(注1)(Systems Transformation to Ensure Planetary health) —
 外務大臣次席科学技術顧問 狩野光伸

私は2019年に外務大臣次席科学技術顧問として就任して以降、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問（外務省参与）及び科学技術推進会議の委員と共に外交活動への助言をしてきています。

現在我々は、飢餓・栄養不良、気候変動や環境悪化といった様々な地球規模課題に直面しています。これらの課題解決は一つの国だけでは達成できず、世界が一丸となって取り組む必要があります。2021年も新型コロナウイルス感染症の流行下ではありましたが、第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）、国連食料システムサミットや東京栄養サミット2021などが開催され、これらは喫緊の課題であることが分かります。

9月、科学技術外交推進会議は、飢餓・栄養不良の改善と地球環境に配慮した食料システム転換に資する科学技術・イノベーション（STI）の利活用に関する提言「地球の健康（Planetary health、地球環境と人間の健康の連関）：食料システム転換のための科学技術 ～STEP Initiative by STI (Systems Transformation to Ensure Planetary health)～」を外務省に提出しました。また、日本の強みをいかしたSTIショーケース（事例集）も策定しています。

STEP提言の中で提起されたSTIの利活用は、世界規模で推進されるべきものです。同提言を踏まえ、12月、松本顧問と私は東京栄養サミット2021に際して、各国・地域の科学技術顧問と共に、「人と地球の健康に資する食料システム転換のための科学技術・イノベーションの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP^(注2)）」を発表しました。本共同声明は、各国・地域の外務省・外交機関や政府の科学技術顧問らが、東京栄養サミット2021をきっかけに、(1) 各国政府が行う、全ての人の食料安全保障と栄養、気候変動の緩和と適応、脆弱なコミュニティのニーズに対応する包摂的で衡平な食料システムといった課題解決のための国際協力において関連するSTIの利活用を促すこと、(2) 各国・地域の社会・経済状況にあわせ、伝統的知識の取り込みや在来知の科学化も図りつつ、十分な対話を通じて二国間・多国間科学技術協力を推進すること、(3) 科学技術を活用できる分野横断的な関連人材の育成・交流を推進することを念頭に、今後とも科学的助言活動を行っていくことを表明するものです。また、あらゆるステークホルダー（利害関係者）が人と地球の健康に資する食料システム転換に向けて共に歩みを進めることへの期待も表明しました。

今後、各国において具体的なプロジェクトにつなげていく必要があります。我々の提言や共同声明が、国際協力を進める有益な一助となることを期待しています。



筆者（写真提供：岡山大学）



人と地球の健康に資する食料システム転換のための科学技術・イノベーションの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP）

(注1) STI : Science, Technology and Innovation (科学技術・イノベーション)

(注2) STEPP : Promoting Global Utilization of Science, Technology and Innovation for Food Systems Transformation to Ensure the Health of People and the Planet

コラム

エネルギー憲章事務局副事務局長への廣瀬敦子氏の任命

■ 菊地信之資源安全保障室長からのメッセージ

外務省に届いた一通の履歴書から、今回の国際機関の幹部ポスト獲得に向けた「闘い」が始まりました。日本政府として国際機関の幹部ポストへの日本人職員の増強に力を入れる中、職員募集に応募する廣瀬敦子氏の履歴書が外務省に届いたのは、折しもエネルギー憲章事務局のナンバー2である副事務局長ポストの募集が公表されたタイミングでした。

何よりも重要なのは強力な候補者を見つけ出すことです。外務省の職員募集に応募のあった廣瀬敦子氏の経歴にたまたま目がとまりました。数々の国際機関でのマネジメント経験、エネルギー関連プロジェクトに関与してきた実績、弁護士資格や国際仲裁経験を有するなど、副事務局長ポストに求められる資質を満たすに余るのではと。手探りで廣瀬氏とコンタクトを取り、擁立に至りました。

本ポストは、エネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化、エネルギー分野の投資の保護などを規定する多国間条約であるエネルギー憲章条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議^{つかさど}によって直接任命される、独立性が高く、予算や人事を司る枢要なものです。当然、他国からも有力な候補者の応募がありました。国際機関の幹部ポストの選考過程は、候補者同士の資質の闘いであるとともに、候補者を後援する政府同士の熾烈な競争^しでもあります。できることは全てやろうとの決意の下、まず、他の加盟国に日本政府の強力な支援があることを印象付ける書簡を外務大臣名で出し、さらに、在外公館を通じた全加盟国への働きかけを行いました。私自身、主要な政府の高官とのビデオ会議を通じ支援を要請し、鍵となる国については駐日大使に直接会うなど積極的な働きかけを重ねました。

努力の甲斐あってか、廣瀬氏が全会一致で副事務局長に任命されました。現在、条約の改正に向けた交渉が行われており、エネルギー分野での新たな国際ルール作りが進行しています。欧州諸国が加盟国の多くを占める本条約において、事務局のナンバー2が日本やアジアの立場が分かる人物である意義は小さくありません。

■ 廣瀬副事務局長からのメッセージ

2021年にエネルギー憲章事務局副事務局長の任命をいただきまして、9月に就任いたしました。着任後まだ間もありませんが、エネルギー憲章条約の大規模な改正を含む様々な事項に関する過渡期に携わることができまして、忙しく充実した日々を過ごしております。

エネルギー憲章条約は一般的な知名度はさほど高くありませんが、エネルギー分野に特化した唯一の多国間条約であり、日本企業もそれに基づいて投資関係の仲裁を成功裡に収めた成果もある、有益な条約です。

エネルギー憲章事務局は条約の実務執行も担っており、エネルギー関係の国際、地域協力も他の国際機関や地域機関と共に推進しております。小規模の国際機関ではありますが、ヨーロッパ、中央アジア、アフリカからの職員がおり、多様な文化と言語に触れる機会のある職場であるのも醍醐味^{だいご}です。エネルギー転換、再生エネルギー関係の投資の促進などへの当条約の更なる貢献に尽力して参りたいと思っております。

今まで様々な国際機関で働く機会があり、世界各国からの素晴らしい同僚に数多く巡り合えたことは宝だと思っております。他の方々にも是非同様の経験をしていただきたく、国際機関の勤務を目指す方々が今後ますます増えることを祈念しております。



加盟国とのエネルギー協力に関するフォーラムで（筆者中央）



エネルギー憲章事務局のオフィスで

特集

外交課題としてのIUU漁業

違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported, Unregulated）漁業とは、沿岸国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動のことで、その終了がSDGsのゴール14.4^(注1)にも掲げられるなど、国際社会全体で取り組まなければならない課題として認識が高まっています。昨今の日本海でのスルメイカのIUU漁業による被害は、日本の水産業界関係者のみならず、私たちの生活に直結する話題として大きな問題となりました。IUU漁業には様々なケースがあり、無許可で操業している場合、操業について適切に報告していない場合、無国籍の漁船による操業、地域漁業管理機関（RFMO）^(注2)に加盟していない国・地域の漁船によるRFMO海域内での操業などがこれに当たります。

IUU漁業は、海洋生物資源の持続可能な利用を脅かすだけでなく、海上や沿岸国での様々な問題にも関連しています。例えば、IUU漁船上では、過酷な労働条件の下、船員に対する人権侵害や虐待が多発していることが報告されています。南米やアフリカでは、IUU漁船による過剰漁獲が沿岸国の経済を圧迫していることも指摘されています。また、IUU漁船は、麻薬の密輸や密航といった犯罪の温床になっているともいわれています。こうした諸問題の解決のためにも、IUU漁業防止に向けた措置を講じる必要があります。



IUU漁業船として報告されている漁船の一例。国旗や必要な船体情報の表示の欠如などが指摘されている。

このような背景を踏まえ、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）^(注3)、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）^(注4)、北太平洋漁業委員会（NPFC）^(注5)などの日本が参加するRFMOや国際連合食料農業機関（FAO）^(注6)などにおいても、IUU漁業対策のための新たな取組のための国際協力が進展しています。例えば、RFMO枠内では、衛星を用いた漁船の位置監視システムの導入やIUU漁船リストの作成を行っており、日本からも取締船などが収集した違法操業船の情報を提供するなど、積極的に貢献しています。

また、日本海のスルメイカを始めとする日本周辺におけるIUU漁業問題については、その解決のため、関係国・地域に対する働きかけを累次の機会に行ってきています。

二国間協力の文脈では、ODAを活用する形で違法操業の取締りを行うための漁業取締船や巡視船の供与、IUU漁業対策に関する研修といった開発途上国への支援も実施してきています。さらに、国際的なルール作りの観点では、2017年に「違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）^(注7)」を締結し、未締結国に対して加入を働きかけています。2021年に行われた国際会議では、日本の粘り強い働きかけもあり、G20やG7、APECなどの首脳レベルの成果文書において、IUU漁業対策の重要性が盛り込まれました。さらにTPP11協定、日EU・EPA、日英・EPAといった国際約束にもIUU漁業対策への取組が明記されるなど、その対策の重要性の認識は政治的な文書にとどまらず、経済連携協定にも拡大しています。また、IUU漁業につながる補助金の撤廃などは、SDGsのゴール^(注8)に掲げられており、こうした補助金の禁止に向けて、現在WTOにおいて行われている漁業補助金交渉に日本は積極的に参加しています。このように日本は、様々な国際的枠組みにおいて、IUU漁業対策に向けた議論をリードしています。

このような外交的取組を推進するに当たっては、国民一人ひとりの意識も大切です。IUU漁業による水産物が市場に出回っており、知らないうちに消費されている可能性があることも指摘されています。

購入する魚介類の原産地が適切に表示されているかを確認してみたり、生態系に配慮した方法で漁獲されたことを示す水産エコラベルが表示された魚介類の購入を検討したりするなど、一人ひとりが海洋生物資源の持続可能性に配慮した消費行動を意識することが、IUU 漁業の抑止につながります。

- (注1) ゴール14.4：水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- (注2) RFMO：Regional Fisheries Management Organization
- (注3) ICCAT：International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas
- (注4) WCPFC：Convention for the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean
- (注5) NPFC：North Pacific Fisheries Commission
- (注6) FAO：The Food and Agriculture Organization of the United Nations
- (注7) PSMA：Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing
- (注8) ゴール14.6：開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

特集

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

—世界の人々の団結を象徴する大会—

2021年7月23日から8月8日まで2020年東京オリンピック競技大会が、8月24日から9月5日まで2020年東京パラリンピック競技大会が開催されました。2020年春、世界各地で新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が急拡大したことから、同年3月24日に安倍総理大臣とバハ国際オリンピック委員会（IOC）会長との電話会談で大会の延期が合意され、その後のIOC理事会で正式に延期が決定されました。その後も新型コロナは収束せず、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催をめぐることは、開会直前に至るまで国内外で様々な意見がありましたが、東京2020大会関係者は、世界が新型コロナという大きな困難に直面する時だからこそ、世界が団結し、人類の努力と叡智^{えい}によって、難局を乗り越えていけることを日本から世界に発信したいとの強い思いを持ち、新型コロナの流行下で初の大規模国際スポーツ大会として、東京2020大会が開催されました。大会中は、各国選手の活躍に世界が熱中し、また、日本の優れた大会運営や、ボランティアを始めとする日本国民の協力によって大会が無事終了したことを評価する多くの声が聞かれました。大会期間中には、新型コロナの流行下にもかかわらず14か国・2国際機関から計18名の首脳級要人などが来日し、菅総理大臣を始めとする日本側要人と会談を行い、東京大会は外交の舞台ともなりました。



東京オリンピック競技大会開会式（7月23日、東京
写真提供：（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

■ 東京2020大会開催に関する国際社会からの主な評価

1 トルドー・カナダ首相

「世界的な新型コロナのパンデミックによるかつてない困難にもかかわらず成功裡^りの大会を開催した日本人々に感謝したい。」（8月9日、オリンピック閉幕に関する声明）

2 ケネディ元駐日米国大使

「五輪を開催するには最適の場所だったし、日本がとてもよくやっていて嬉しい。（中略）日本はとても素晴らしい仕事をした。」（8月2日、米国NBCテレビ「TODAY」インタビュー）

3 ロングボトム駐日英国大使

「コロナ禍でも、スポーツの持つ力を確認できた。（中略）日本が東京大会を開催してくれたことは世界に希望の光を与えてくれた。」（出典：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局作成動画「大会を契機とした取組とレガシー TOKYO 2020」）

4 英国ガーディアン紙

「東京の人々の配慮と親切は、この過酷な時代に必要なものを示す教訓だ。」（8月6日付電子版）

5 AP通信

「パラリンピックは、障がい者に対する国民認識を高め、利用しやすい公共空間を提供するなど、オリンピックよりも具体的なレガシーを日本に残すかもしれない。」（9月5日付電子版）

ここで紹介した評価はごく一部であり、このほかにも各国首脳から総理へ大会開催に対する感謝状が送付されたほか、各国の市民からも在外公館に対して日本に対する感謝を表す多くのメッセージが寄せられました。このように、東京2020大会は、人類が大きな困難に立ち向かう中、世界の人々の団結を象徴する大会となりました。



英国市民から在英日本大使館に寄せられた大会開催への感謝の手紙

コラム

日本の新たな世界遺産

—自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」と文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」—

ユニークな生き物が数多く生息する、南の島々。
豊かな自然の恩恵を受けた、北国の縄文遺跡群。

時間も場所もかけ離れたこの二つのスポットが、時を同じくして世界中の注目を浴びることとなりました。2021年7月、新たな世界遺産に登録されたのです。1年に2件の世界遺産が登録されるのは、日本では2011年以来10年ぶりのことでした。

日本は、1992年に世界遺産条約を締結してから、世界の国々や組織、そして日本の地域住民の方々と共に、日本を含む世界各国の文化遺産や自然遺産を人類全体の遺産として国際的に保護することに尽力してきました。

本コラムでは、日本の長年の努力が実を結び、世界遺産に登録されたこれら二つの貴重な遺産について紹介したいと思います。

一つ目は、自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」です。約1,200万年前から約200万年前に大陸から分離したこの4島では、海を渡ることができない陸上の生物たちが、独自の進化を遂げてきました。アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナなど、ここでしか出会うことのできない生物である「固有種」が数多く生息しているのはそのためです。様々な固有種や絶滅危惧種が生息する4島は、地球上の生物多様性を守るためにもかけがえのない場所であり、その価値が認められました。

二つ目は、文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」です。北海道、青森県、岩手県、秋田県に点在する17の遺跡で構成されています。縄文時代の紀元前1万3,000年頃から紀元前400年頃まで、この地に住んだ人々は、採集・漁労・狩猟による定住生活を営みつつ、祖先や自然を敬い、豊穰への祈りを捧げるなど祭祀・儀礼を通じた、細やかで複雑な精神文化を発達させていきました。1万年以上もの長い間、農耕に移行することなく定住社会が続いたというのは世界的に珍しいことで、今なお残る遺跡群はその貴重な証拠であると評価されたのです。

この二つの資産は、北は北海道、南は沖縄と、南北に長い日本列島の端と端に位置しており、日本がいかにか多彩で豊かな自然・文化を有しているかを世界へ発信する素晴らしい機会となりました。

世界遺産登録までに求められるハードルは決して低くありませんが、それを一致団結して乗り越えてこられた地域住民の方々、地元自治体といった関係者の皆様に、改めて敬意を表したいと思います。

一方で、世界遺産の登録は、決してゴールではありません。むしろ登録されることで、保全管理に更に厳しい目が向けられることとなります。世界遺産委員会では世界遺産とは、「世界の素晴らしい遺産」であると同時に、「世界みんなで守るべき遺産」でもあり、そのバトンを次の世代へつないでいくためには、国民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

今年（2021年）生まれた新たな世界遺産が、多くの人に愛され、次世代に受け継がれていくことを願っています。



ヤンバルクイナ（写真提供：環境省）



大湯環状列石
(秋田県鹿角市 写真提供：JOMON ARCHIVES)

コラム

国連の舞台を支えてきた日本人の声

国連機関で働く醍醐味 ―フィールドで働く大切さ―

国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）人事部長 小川和美

2015年の中央アフリカ共和国選挙前、国連平和維持活動MINUSCA^(注1)は暴力の脅威を懸念していました。なにしろ、その6週間ほど前にクーデター未遂事件があり、国連職員の大半は数週間にわたって宿泊施設に閉じこもり、残りの職員は装甲車で本部まで移動し、ヘルメットと防弾チョッキを常に横に置いていなければならなかったのですから。各政党の党首は、自分たちが暫定政府の後を継ぐことになると思っていたので、誰か一人でも負けるかもしれないと思えば、簡単にプロセスを不安定化させるだろうと懸念していたのです。

そこで、私が次長を務めていた政務局では、選挙における暴力の可能性を軽減するために、民主主義のプロセスや選挙運動のテクニックに関するセミナーを開催したり、政党の代表の行動規範を作成したりしました。また、政党の参加を促すために、マスコミ報道のアレンジも行いました。行動規範の公開



国連軍事監視団のマーティン・オカガ大尉と
(筆者左 中央アフリカ共和国)

調印式も行いました。そして、MINUSCAの軍、警察、文民部門が力を合わせて、一度も重大な事件なしに選挙を実施することができたのです。

私がMINUSCAに赴任したのは、1994年に国連競争試験(National Competitive Recruitment Exam)を経て国連で働き始めて以来、12回目の赴任であり、6か国目の居住地となりました。私はそれまで、政治、人事、人権、広報、開発の分野で働く機会を得てきていました。

MINUSCAでの勤務の後、2019年からユネスコの人事部長として、最近、国連でのキャリアを成功させるための最適なプロフィールについて、頻りにアドバイスを求められるようになりました。国連で働く同僚なら、明確な答えが一つもないことはご存じでしょう。しかし、私の考えでは、おそらく最も重要な経験は、本部とフィールドの両方で働くことです。ニューヨークやジュネーブ、パリ、バンコクなどで働き始めた多くの職員は、定年までそこに^{とど}まり、国連が奉仕すべき受益者の下で生活することなく、キャリアを終えています。多様性が重視される国連ですが、有効な仕事をするためには、共有できる目的を基に一致団結した活動を促す能力は大変重要な資質です。

私たち日本人は、国連のような組織で働くことに特に向いているのではないのでしょうか。入学当初から学校などで、共通の文化を持ち、共通のアプローチで問題に取り組むことの大切さを教わります。これは、多様性が重視される一方で、私たちの仕事が影響を及ぼすためには目的の一致が必要とされる国連において、重要な考え方です。また、私たちは、財政的にもプログラムの国際社会に積極的に貢献している加盟国の国民であるという幸運にも恵まれています。

このような幸運な立場にある私にとって、英語だけでなくフランス語でも仕事ができることは、より多くの機会を与えてくれる不可欠な能力の一つです。言語能力は重要であり、特に上級職になればなるほど、国連職員はより幅広いポジションで物事を考える柔軟性を身に付けます。パリに本部を置くユネスコでは、管理職は少なくとも最低限のフランス語の理解力があることが前提となっています。日本人であること、そして国連の他の言語で仕事ができることは、私たち自身のキャリアにとってだけでなく、スタッフの多様性を常に求めるユネスコにとっても有益なことなのです。

この27年間はあっという間でした。難しい仕事もあれば、そうでない仕事もありました。しかし、私が国連で働き始めてからずっと変わらないことが一つあります。それは、これほど多くのチャレンジをもたらし、これほど多くの機会を与えてくれる仕事はほかにないということです。その中でも、最も達成感があり、そしてキャリア形成にも役立った経験の多くは、冒頭のMINUSCAでの仕事のような、現場に軸を置いた様々な体験であったと思います。



MINUSCA 政務局のメンバーたちと
(筆者前列中央 中央アフリカ共和国)

(注1) MINUSCA : United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in the Central African Republic (国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション)

コラム

国連の舞台を支えてきた日本人の声 「現場第一主義」を基本に —UNHCRの緊急援助活動とサポート体制— 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR） 緊急事態・保安・供給局長 下澤祥子

私は1991年に外務省国際機関人事センターのJPO派遣制度によって国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）メキシコ事務所に派遣されて以来、高等弁務官官房、モスクワ事務所、カブール事務所、中東北アフリカ局、イラク事務所、ブダペスト・グローバルサービス・センターなどに勤務してきました。2020年からジュネーブ本部で緊急事態・保安・供給局長を務めています。

UNHCRは国連人道機関として、現在8,240万人に上る難民と強制避難民を保護し、彼らが持続可能な解決を見出せるまで支援を行っています。世界における難民の数は増加の一途を辿っている中、私の主要な任務は、UNHCRの緊急対応を監督し、救援物資を含む物資供給のあらゆる側面においてサポートを行い、全世界のUNHCR職員、特に遠隔地や高リスクの現場に配置されている職員の安全を確保することです。

実効性と予測性を重視するUNHCRの緊急対応体制は、緒方貞子難民高等弁務官によって1990年代初頭に構築されました。それ以来、今日では訓練を受けた約150人のスタッフが72時間以内に出動できるよう常時待機するロースター制度を始め、強固な緊急対応メカニズムが維持されています。

2021年だけでもスーダン、エチオピア、アフガニスタン、コロンビアなどで発生した人道危機に300人近いこれらのスタッフが派遣されました。注目されるのは、この緊急派遣ロースター制度への登録は任意であるにもかかわらず、活動に加わる意欲のある世界中の職員から毎年、圧倒的な数の登録申込みが寄せられることです。多くの職員のこのような意識と覚悟があるからこそ、我々は新たな人道的危機にも迅速に対応し、支援活動を続けることができると考えます。

現場を視察すると、非常に困難な治安・衛生状況下でUNHCRの緊急対応チームが懸命に働き、献身的に活動しているのを目の当たりにします。そうした中、私に与えられた任務は、要員の訓練と配備を迅速に行い、彼らが現地に到着した後にできるだけ効率的かつ安全に活動できるようサポートすることです。

中核となる救援物資は世界7か所の拠点に戦略的に備蓄されており、常時60万人に対応できる物量を有しています。2021年にはアフガニスタン、イエメン、スーダンなどへこれら物資が緊急空輸され、避難民への重要なライフラインとなりました。

今日、世界的に環境問題への意識が高まる中、私たちも人道支援をより持続可能で環境にやさしくする方法を模索し始めています。UNHCRは多年度戦略の一環として、現在使用している支援物資を、温室効果ガスの排出量削減が実行できる、より環境にやさしいものに段階的に置換していく計画を立てています。この新しい方針に基づき、将来のUNHCRの緊急対応も、より環境に配慮したものとしていくことが期待されます。

UNHCRでの現場勤務は非常にやり甲斐のある仕事でした。難民との関わりの中で、避難を強制される民衆の辛苦やその破滅的な結末に向き合わなければならなかったことは多々あります。他方、そのような困難を克服し、ゼロから新しい生活を再建しようとする難民の強い回復力も何度も目の当たりにしました。UNHCRの職員の大半がそうであるように、私も現場のオペレーションにおいて学ぶことができました。本部で緊急事態・保安・供給局長を預かる現在の職務においても、常に「現場第一主義」を貫き、最前線で働く仲間をサポートしていきたいと考えています。



東スーダンの難民キャンプでエチオピア難民の子供たちと



コロンビア、ククタ州の難民レセプションセンターで、パートナー機関からのブリーフを受ける筆者（写真中央）

特集

めとき
目時政彦・万国郵便連合（UPU）事務局長の選出

1874年に設立された万国郵便連合（UPU^{（注1）}、本部：スイス・ベルン）は、世界最古の国際機関の一つであり、国際郵便に関するルール作りを担っています。

世界のどこにいても安心・確実・迅速に郵便物を送り、また、受け取ることを確保するためには、世界共通の公正なルールに基づき、国際郵便網の整備を図っていく必要があります。特に新型コロナウイルス感染症の流行下では、日々の生活物資を運び、グローバルなサプライチェーンを支える国際郵便網の重要性はますます高まっています。UPUにおける国際協力を通じて、世界の郵便業務を改善し、国際郵便網の一層の発展を図っていくことは、世界全体にとって不可欠な取組です。

日本は、1871年の郵便業務開始から間もない1877年にUPUに加盟し、UPUへの最大拠出国の一つとして、資金、人材、政策などの各側面からの貢献を長年果たしてきました。そして、折しも国連専門機関における日本人トップの不在が続く中、世界に誇る日本の郵便制度・業務から得られた知見をいかしたUPUへの貢献を通じて、国際的なルール作りに関する日本の存在感を一層高めるべく、日本有数の郵便専門家である目時政彦氏がUPUの事務局長選挙に立候補しました。

目時氏は、郵便及び外交の両分野で幅広い知見を有するのみならず、UPUの郵便業務理事会議長として問題解決・調整能力を長年発揮してきており、各国から高い評価を得ていました。その結果、2021年8月に行われた事務局長選挙において、目時氏が3人の候補者の中から圧倒的な支持を得て当選し、2022年1月に新事務局長に就任しました。

目時事務局長は、デジタル化が急速に進む新時代に対応し、郵便網のポテンシャルを最大化するためのUPU改革に向けた構想として、(1)郵便セクターにおける新たなビジネス機会の創出、(2)SDGsへの貢献、(3)意思決定の透明性確保、(4)加盟国及び他の国際機関との対話、の4点を掲げています。UPUを始めとする国際機関では、各国がそれぞれ異なる利害を抱えており、改革を進め、新たなルール作りを行うことは容易ではありません。そのような中で、目時事務局長は、加盟国間の対話を率先して促す姿勢を打ち出しています。

このような経験に裏打ちされたビジョンを掲げる目時事務局長の主導の下、国際郵便に関する新たなルール作りを着実に進めていくため、日本としてこの分野における経験、技術、人材などをいかしつつ、引き続きUPUの活動に積極的に貢献していく考えです。



目時政彦氏（写真提供：日本郵便）



目時氏当選の瞬間（8月25日、コートジボワール・アビジャン 写真提供：日本郵便）

（注1） UPU：Universal Postal Union

コラム

身近な食材で栄養改善と生計向上を —東ティモールで「ふりかけ」作り—

特定非営利活動法人 パルシック 伊藤淳子

東ティモール民主共和国はオーストラリアの北、インドネシアの東に位置する小さな島であるティモール島の東半分には位置しています。400年以上にわたるポルトガルの植民地支配、24年間に及ぶインドネシアの軍事支配を経て、2002年に独立を果たしたアジアで一番新しい国です。

東ティモールでは独立後、保健分野での健闘により5歳未満の子どもの死亡率が10年間で1,000人中126人から64人に下がりました。一方、5歳未満の子どもの半分以上が発育不良、14歳から60歳の女性の5人に2人が貧血症状にあり、栄養改善に向けた取組は、経済発展を続ける東ティモールにおいて重要な課題となっています。

東ティモールの食習慣は米、トウモロコシ、イモ類の炭水化物摂取に偏り、特に農村部ではタンパク質、脂質、その他栄養素が極端に欠乏しています。東ティモールは人口の7割以上が農漁村に暮らす農業国で、農林漁業は観光業と並んで開発の柱となっていますが、現行の農林漁業は主に自給用で、農作物や海産物の国内流通網が発達していません。島国であるにもかかわらず、魚の年間消費量は一人当たり平均2.7キログラム（輸入品を含めると6キログラム）と、世界平均の18キログラムと比較しても極端に少ない数字です。

パルシックは2002年から、東ティモール各地で獲れる農作物を加工して流通させることで農村部に暮らす人びとの生計向上を目指してきました。この経験をいかし、ディリ県アタウロ島にある東ティモール最大の漁業協同組合とその女性部会とともに、地域で獲れる魚やモリングアの葉などを利用した「ふりかけ」を生産し、これを一般市場や学校給食に導入して「ふりかけ」の生産及び流通を拡大することで、漁村の経済活動を活性化させると同時に栄養問題の改善に寄与したいと考えました。そして、2019年から日本NGO連携無償資金協力事業として、日本政府のODA資金の供与を受けた上で、「『ふりかけ』普及と食生活改善による栄養改善事業」を実施してきました。

アタウロ島での「ふりかけ」生産拠点では、194人の女性たちが「ふりかけ」の原料作りの研修に参加しました。アタウロ島の女性たちは獲れた魚を干して保存する習慣を持っていましたが、塩がきつく衛生状態もあまりよくなかったため、美味しく安全なものを作る技術を研修で伝えました。女性たちは、身近に繁殖してこれまではヤギの餌になっていたモリングアやゴマが「ふりかけ」の原料として価値を持つことを知り、栽培や加工作業に大変意欲的です。

こうしてできた「ふりかけ」を、首都のディリ県及び山間部のエルメラ県の学校給食に導入し、給食調理担当者への料理教室や小学校4年生への栄養ワークショップなどと並行して、学校や家庭での献立作りにはいかしてもらおうと取り組んでいます。活動の端々で、東ティモールの女性たちが栄養バランスの取れた食事を家族に提供したい、という想いを持っていることを感じます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2021年3月から学校の一斉休校や学校給食の停止など、思わぬ要因に阻まれていますが、身近な食材が収入の糧にも家庭での栄養改善にもつながるということを、女性たちと共有しながら活動を続けていきたいと思えます。



東ティモール産「ふりかけ」

工場で「ふりかけ」を生産する
アタウロ島の女性たち

学校給食で「ふりかけ」を食べる小学生

ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症流行下でのボランティア活動

国際協力機構（JICA）青年海外協力隊員（職種：看護師） 大森美和

「私はあなたが帰ってくるのを待っています！」

私は2019年4月9日にベトナムに赴任しました。しかし、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）流行のため1年足らずで日本に一時帰国となりました。その後、約8か月の国内待機の末、2020年12月上旬に再赴任しました。国内待機中に私を支えてくれたのは配属先の同僚からの冒頭の言葉でした。

私の配属先はベトナム南部にあるロンアン省総合病院で、看護管理の仕事を行うという要請で派遣されており、一時帰国前は看護師が安全に看護業務を行えるように、看護監査などを実施していました。

配属先病院では、看護師数の不足や薬剤会計入力業務などの負担により看護師が多忙で、看護手順書があっても十分に周知されていない状況でした。そのため、医療安全について全職員を対象とした勉強会の開催、定期的な監査レポートの発行などを行いました。最初は十分に受け入れてもらえませんでした。職員と積極的に交流し人間関係を築いていく中で、徐々に信頼してもらえるようになりました。

しかし、活動もようやく軌道に乗り始めたところで一時帰国となりました。日本での一時帰国中は不安な気持ちもありましたが、同僚からのメッセージに励まされ、活動のための資料作成に励みました。

再赴任後は、新型コロナが流行している今だからこそできる活動をしたいと考え、JICA職員や派遣中の隊員と協力して感染予防啓発動画を作成しました。動画では、ベトナム人有名アーティストとベトナム保健省が協力して制作した新型コロナの啓発ソング「Ghen Co Vy」という曲に手洗いダンスを取り入れ、職員一同でパフォーマンスするなどして、同省が啓発している感染予防対策を周知しました^(注1)。この活動により配属先病院の職員が動画を通して手洗い手順を復習するなどの効果を得ることができました。

また、配属先病院では、特に「5S」（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）活動にも取り組みました。職場環境を清潔に保つことは、細菌の増殖を防ぐことができるため感染対策でも重要と考えたからです。配属先では5S活動が数年前に導入されていましたが、十分に定着していなかったため、ポスター作成による啓発活動や看護師が業務で常に使用する点滴カートを清潔に保つための5S活動を行いました。各診療科の看護師長が5Sの重要性を理解し、率先して活動してください、他の職員も積極的に参加してくれるようになりました。

ベトナムでは、再赴任後も新型コロナ市中感染が再発生し、大都市ホーチミン市に隣接するロンアン省は厳戒態勢でした。



5Sの勉強会を開催しているところ（筆者右）
（1月13日、ベトナム・ロンアン省 写真提供：ロンアン省総合病院）



最終監査での集合写真（筆者右から3番目）
（3月25日、ベトナム・ロンアン省 写真提供：ロンアン省総合病院）



配属先にて最終活動報告（筆者後列右から6番目）
※写真撮影のためマスクを外しています。
（3月30日、ベトナム・ロンアン省 写真提供：ロンアン省総合病院）

緊迫感のある中での活動となりましたが、気を引き締めて活動にベストを尽くすことができました。

現在JICA海外協力隊の渡航再開が徐々に進んでいますが、まだ派遣の^{めど}目途が立っていない方も数多くいます。その中で再赴任をさせていただいたことに感謝し、今後もボランティア活動で得た経験を社会に還元できるように尽力して参りたいと思います。私のボランティア活動を支えて下さった皆様に心より感謝申し上げます。

(注1) JICAベトナム事務所Facebookで公開中。
<https://www.facebook.com/watch/?v=872043003611018>



コラム

心の中で咲き続けるホストタウン — 東京2020大会を終えて —

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開会式では、モルドバ選手団がホストタウンの一つである山形県鶴岡市産のシルク製スカーフ・チーフを着用し、また、ルワンダ選手団は岩手県八幡平市の特産であり、ホストタウン登録のきっかけにもなったリンドウの花を手に持って入場し、友好の証^{あかし}を示しました。また、エストニア選手団の入場時には、駐日大使館員が高速道路で自国の都市「サク」と同じ長野県佐久市の標識を見つけたことが姉妹都市提携・ホストタウン登録につながったことや、同国大統領（当時）が大会期間中に佐久市を訪問したエピソードもテレビ中継で紹介されました。



ケルスティ・カリユライドエストニア前大統領と柳田佐久市長（写真提供：Karli Saul）

ホストタウンには最終的に185の相手国・地域に対して533自治体が登録されました。新型コロナウイルスの感染拡大により、当初想定していた交流が困難となった中でも、各自治体は最大限の知恵を絞り、選手とのオンライン交流や応援メッセージ動画の発信、相手国と地元の料理を市民がアレンジして考案したおもてなしメニューの提供など、様々なアイデアを持ち寄って交流を続けてきました。

そのような交流は、人と人との心のつながりを作り出したのです。

ドイツのパラ陸上競技選手団を受け入れた長崎県島原市では、直接の交流ができない中でも応援の気持ちを届けようと、一人の市民がフルートによるドイツ国歌の演奏を思い立ち、競技場の練習を終える選手たちにその音色を響かせました。愛知県幸田町ではホストタウン相手国であるハイチの国家元首の御逝去直後に行われたオンライン交流で「ガンバレ！ハイチ！」と書かれたメッセージを掲げ、翌8月に発生したハイチ



競技場の外からフルートでドイツ国歌を演奏する島原市民（写真提供：島原市）

大地震後にはすぐに町役場に被災者義援金の募金箱を設置し、支援の手を差し伸べました。ギニアビサウの柔道女子代表選手を受け入れた岡山県総社市では、同国の子どもへ贈呈するため、市民から未使用の文房具を募るなど、大会後も相手国・地域の人々とつながりを求める動きが広がっています。

外務省においても、交流の機運を高めるため、相手国・地域を始め世界に対しホストタウン自治体の魅力を効果的に発信するため、各国出身のインフルエンサーを起用し、全国16の「ホストタウン魅力発信動画」^(注1)を制作しました。また、外務省の「対日理解促進交流プログラム」では、カリブ共同体（CARICOM：カリコム）の若手外交官・行政官が鹿児島県内の複数のホストタウンとオンラインで交流し、バーチャルツアー形式で各自自治体を訪問して海岸の環境保全について意見交換を交わしたほか、ラオスの学生は三重県伊勢市と地方の魅力や農業・漁業の取組を話し合うなど、交流を深めています。さらに、在外公館が相手国の正確な情報を提供し、自治体間で緊密な調整を行うことで事前合宿受け入れにつなげたり、在外公館長が先頭に立って交流に参加し、大会後も相手国関係者と今後の発展について意見を交換するなど、積極的な後押しを行いました。



「頑張れハイチ!」を掲げる幸田町民（写真提供：幸田町）

このように、様々な交流の物語がホストタウン一つひとつにあります。そしてその物語は選手、住民、関係した方々の全員の心に残っていることでしょう。

東京2020大会の各閉会式は盛大な花火で締めくくられ、まさにホストタウン交流が花火と共に盛大に花開いたようでした。その花は、やがて種を実らせ、次のステージで新たな花を咲かせることで彩りを深めていくことでしょう。それを証明するかのように、各自自治体からは、交流を末永く継続させていくため、相手国・地域との学術交流や姉妹都市の提携を模索する動き、ホストタウン自治体同士が連携して国際スポーツ大会で相手国の選手を共同応援する計画など様々なアイデアが出されています。このような交流の継続が、人と人との心の更なるつながりを生み出し、温かい未来を紡ぎ出していくことでしょう。一人ひとりが交流に携わることで、相手のことをもっと知りたい、もっと関わりたいという思いにつながり、この積み重ねこそがまさに国民一人ひとりに支えられたオールジャパンの外交に結び付くのです。

(注1) インフルエンサーによるホストタウン魅力発信動画（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/page23_003415.html

北海道釧路市とベトナム、青森県西目屋村とイタリア、岩手県八幡平市とルワンダ、秋田県・大館市・仙北市・美郷町とタイ、山形県村山市とブルガリア、群馬県片品村とホンジュラス、新潟県十日町市とクロアチア、山梨県富士吉田市とフランス、長野県他6自治体と中国、島根県海士町・西ノ島町・知夫村⁽¹⁾とミクロネシア、佐賀県・佐賀市・嬉野市とオランダ・フィンランド⁽²⁾、熊本県とインドネシア、沖縄県沖縄市とニュージーランド、宮城県岩沼市と南アフリカ、静岡県焼津市とモンゴル、愛媛県・松山市・砥部町とマレーシアの計16の動画を制作し、配信した。

(1) 動画制作後に島根県隠岐の島町も本ホストタウンに追加登録された。

(2) 佐賀県はオランダ・フィジー・ニュージーランド・タイ・フィンランド、佐賀市はオランダ・フィジー・ニュージーランド・フィンランド、嬉野市はオランダ・フィジー・ニュージーランドのホストタウン



コラム

在外邦人の孤独・孤立対策 —望まない孤独に国境はない—

特定非営利活動法人あなたのいばしょ理事長 おおぞらこうき 大空幸星

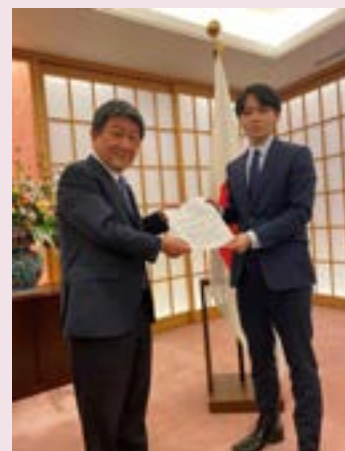
2月、日本では孤独・孤立対策担当大臣が設置され、孤独・孤立対策が始まりました。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が流行する前から、日本において自殺や児童虐待、家庭内暴力（DV）といった問題は深刻な状況でした。その背景の一つには、周りに頼りたくても頼れないという「望まない孤独」がありましたが、新型コロナにより「人とのつながり」が絶たれ、この「望まない孤独」の問題がより一層顕在化したのです。

私たちは24時間365日、年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口を開設し「望まない孤独」を抱える人たちからの相談を受け付けています。最も相談が増える夜間から深夜にかけては、私たちの活動に参加している海外在住のボランティア相談員が相談に応じることで、24時間の相談支援体制を構築しました。

政府が一体となって孤独・孤立対策に取り組むべきとの私たちの提案が美り、日本において孤独・孤立対策が始まった直後の3月、在外邦人子女から、親から虐待を受けているという相談が入りました。チャット相談という性質上、これまでも在外邦人からの相談が寄せられることはありましたが、緊急対応（児童相談所や警察などと連携した危機介入）が必要な相談は初めてでした。しかし、日本の児童相談所は在外邦人子女の虐待に対応することはできず、また、現地の言葉が分からないという相談者に対して、私たちも現地当局や支援団体に助けを求めよう促すこともできませんでした。また、私たちのような民間の相談窓口と、外務省や在外公館との間に連絡系統もなく、文字通り為す術がないという状況に陥ったのです。

自殺や児童虐待、DVといった問題は、当然、在外邦人にも発生します。言語や文化の壁、生活習慣の違いなどもあり、在外邦人は特に孤独や孤立に陥りやすい状況にあります。実際、在外邦人の死因の2番目は自殺です（出典：2020年外務省海外邦人援護統計）。外務省も在外公館を通じて様々な支援を展開していますが、在外邦人の孤独や孤立に取り組むには、民間団体との連携も含めた更なる対策強化の必要がありました。そこで私たちは、茂木外務大臣に対して、在外邦人の孤独・孤立対策の要望書を提出し、外務省として具体的対策の検討を始めるよう提案しました。その結果、7月から、外務省は私たちを含めた国内の五つの相談窓口と連携して、在外邦人に対してこれら相談窓口の案内を行い、緊急対応が必要な相談者に対しては、外務本省と私たち相談窓口との間に開設された連絡系統を利用して対応に当たることになりました。実際に緊急対応を行った事例もあり、在外邦人の孤独・孤立対策が徐々に成

果を上げています。本取組の開始後、私たちの窓口では月に約200名の在外邦人からの相談に対応していますが、例えば米国在住の邦人からの相談を、英国在住の邦人ボランティア相談員が相談に応じる場合もあります。「望まない孤独」に国境はありませんが、支援にもまた国境はありません。私たちが世界中に張り巡らせている相談員ネットワークと外務省との連携が在外邦人の望まない孤独の根絶のために更に効果を発揮するよう、引き続き相談支援に全力で取り組みます。



在外邦人の孤独・孤立対策について
茂木外務大臣に要望書を渡す筆者（右）



24時間稼働している東京の相談支援拠点の様子

特集

外務省外交史料館50年のあゆみ

外交史料館は、歴史的に重要な外交史料の整理保存・公開・編纂や展示を行う外務省の施設です。1971年4月15日に開館し、2021年には開館50周年を迎えました。

外務省では、過去の交渉や先例を参照することの重要性が意識されてきました。省が設置された翌年の1870年に文書管理の部局を設置して以来、外交記録を整理して残すことに力が注がれました。かつて外務大臣を務めた石井菊次郎による「書類整備の完否は結局、外交の勝敗を決する」との言葉は、文書管理が外交の結果までを左右するという外務省の文書重視の姿勢を象徴しています。また、第一次世界大戦後、欧米諸国が外交文書集の刊行などによって外交経緯の公開に乗りだしましたが、外務省でも外交文書の公表が始まり、1936年に第一巻が刊行され、現在まで続く外交史料集『日本外交文書』の編纂事業に受け継がれています。

こうした文書管理と公開の素地があり、第二次世界大戦終結後、外交史実への関心が高まったことから、外務省に残る戦前期の外交史料を閲覧するための施設として1971年に外交史料館が開館しました。その後1976年からは、自主的な取組として戦後外交記録の公開を開始したほか、2010年5月には、外務省独自の規則によって、作成・取得から30年が経過した記録の原則公開が規定されたことで、戦後外交記録の移管・公開が大きく進みました。開館当初の所蔵史料は幕末から昭和戦前期までの約5万点でしたが、今や11万点を超えています。所蔵史料は幕末に結ばれた日米修好通商条約から、沖縄返還や日中国交正常化といった戦後の外交交渉の記録にまで及び、より新しい時代の記録も続々と移管・公開されています。「公文書等の管理に関する法律」（2011年4月施行）では、公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けられ、外交史料館の所蔵史料には永久保存が義務付けられました。これら国民共有の知的資源を保存するため、館では日々、文書整理・環境管理・修復といった、地道な努力を積み重ねています。そうして今日まで引き継がれた史料が、日本外交の軌跡を示し、歴史を考えるための材料となっています。

外交史料館では、史料を保管するだけでなく、その積極的な利活用も意識しています。閲覧室でのレファレンス対応、『日本外交文書』の編纂刊行、貴重史料を中心とした展示、時代の要請に応えたインターネット上でのデジタル公開などを通じて、広く史実に触れる機会を提供しています。歴史認識問題を和解に導くためにも、信頼性の高い史料を豊富に公開して、史実を検証することが重要です。日本の歴史を紡ぎ、国際親善の未来を創るために外交史料が果たす役割は、ますます大きくなります。今後とも、より多くの方々に外交史料館を利用していただけるような環境を整えつつ、来館をお待ちしています。



外交史料館正面



太平洋戦争直前の日米交渉に関する外務省記録
(このようなファイルを10万冊以上所蔵)



幕末に結ばれた日米修好通商条約
(国の重要文化財)

外交史料館

〒106-0041 東京都港区麻布台1-5-3

開館時間：10時～17時30分

(土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）及び臨時の休館日として公示した日を除く（新型コロナウイルス感染症対策の観点から開館時間に変更があり得ますところ、最新の開館状況や閲覧室の開室状況については、電話や外務省ホームページなどでご確認のうえ、ご来館ください。))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/index.html>



公邸料理人 ー外交の最前線の担い手としてー

公邸料理人とは、調理師としての免許を有する者又は相当期間にわたって料理人としての職歴を有する者で、在外公館長（大使・総領事）の公邸などにおける公的会食業務に従事する資格があると外務大臣が認めた者をいいます。在外公館は、任国政府などとの交渉・情報収集・人脈形成などの外交活動の拠点です。在外公館長の公邸において、任国政財官界などの有力者や各国外交団などを招待して会食の機会を設けることは、最も有効な外交手段の一つです。その際に高品質の料理を提供すべく、在外公館長は通常、専任の料理人を公邸料理人として帯同しています。

■ “ドバイと和食” 更なる高みを目指して

在ドバイ日本国総領事公邸料理人 鮫島直人

在ドバイ日本国総領事館の公邸料理人を務めております鮫島直人です。外務省に務める30年来の親友に薦められたことがきっかけで、公邸料理人として2020年9月にドバイに着任しました。私自身、旅行も含めて初めて体験する海外で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）拡大の影響もあり少々不安はありましたが、ドバイの生活環境の良さもあって、仕事に励むことができます。

主な仕事内容は、公邸内でのゲストを迎えた会食や立食レセプションの食事の準備です。ドバイに着任してまず驚いたのは、想像していたよりも遥かに多くの食材が手に入ることです。ドバイは、世界の航空ハブとなっているので、現地で入手困難な食材を日本から空輸で入手できますし、日本食材を専門に扱うお店もあります。また、現地のスーパーでも醤油や米酢などの調味料が手に入ります。一方で、会食当日に使用する食材が流通事情で届かず、買い置き食材で急遽代用メニューを作成するなどヒヤリとさせられたこともありました。

日本との一番の違いは、ドバイがイスラム圏にあることです。そのため、アルコール類の取扱いはごく一部の酒販屋に限られていて、料理酒や味醂^{みりん}を入手するのが困難なことに加え、イスラム教徒のお客様をお招きした会食などでは、ハラールという特別な処理を施した食材及びアルコール分や豚肉のエキスが入っていない調味料しか使えないことから、臨機応変に工夫しながら料理を作っています。例えば、煮物など日本料理で料理酒を使用する場合は、みりん風調味料を代用し、砂糖を普段より控えめにして味を調整しています。

また、日本と同じ野菜でも育った環境で品質が異なるといった気づきもありました。ドバイの気候は、11月から3月末までは日本の初夏のようですが、4月頃から気温が上昇し、8月から9月は日中40度以上、夜でも35度を超える日が毎



公邸前で



ドバイの魚市場で入手した「ハムール」のお造り（お皿の右側にあるのがハムールで、日本ではヒトミハタと呼ばれている。）



鯛の塩釜焼き

日続きます。一方で、1年を通してほとんど雨は降りません。こうした気候環境から、日本では一般的に夏野菜と呼ばれるパプリカ、トマト、ナスなどが、ドバイでは1年中スーパーに並んでいます。しかし、こうした現地野菜には、とても皮が硬くて噛みきれないものや、種がほとんどの野菜などが多々あるので、その辺りに気を使いながら現地で食材を仕入れています。

会食やレセプションの際は、日本の食材の美味しさをゲストに伝えることを第一に心がけています。特に魚は、日本と同じ種類の魚が現地で売られていたとしても、魚自体の「旨味・美味しさ」が日本とは異なるように感じられます。このため、日本から直送された日本育ちの魚が持つ「美味しさ」をゲストに味わってもらうことによって、日本の良さを伝えようと毎回試行錯誤しています。

新型コロナの流行下ではありますが、私は公邸料理人として料理を振る舞う機会がある度に、「チャレンジ精神」と責任感を常に持ち、1日1日自身が成長していけるような日々を過ごそうと思っています。



賞詞交換会で鯛の塩釜焼きを振る舞う様子

外務省では、公邸料理人として共に外交に携わってくださる方を随時募集しています。御関心のある方はぜひ以下のURL、又はQRコードからお問い合わせください。

【国際交流サービス協会 <http://www.ihcsa.or.jp/zaigaikoukan/cook-1/>】



公邸料理人の活躍はSNSアカウント「外務省×公邸料理人 (Facebook、Twitter)」でも御覧いただけます。

Facebook :
<https://www.facebook.com/MofaJapanChef>

Twitter :
https://twitter.com/mofa_japan_chef



コラム

外交拠点・大使館を「創る」 — 宮繕技官の仕事 —

外務省には、外交に携わる仕事以外にも「在外宮繕」という仕事があることを御存じですか。日本の顔として外交活動の拠点や舞台となり、非常時には邦人保護の最後の砦となるのが、海外にある日本国大使館などの在外施設です。これら施設を設計・建設し、維持管理するのが在外宮繕であり、外交活動を陰ながら支えつつ、日本国民の生命を守る重責の一端を担っているともいえます。ここでは、在外宮繕業務を担当する金子宮繕技官に在外宮繕の仕事について語っていただきました。

■ 長い海外勤務

私は学生時代から海外で働きたいという希望を持って外務省に入省し、勤続13年間のうち、9年間で海外で過ごしました。これまで赴任した国は、米国、イラン、カタール及びタイと歴史や文化も全く異なりますが、それぞれの国での思い出はかけがえのないものとなっています。各国で従事した建設プロジェクトの工事現場では、建築許可申請、工程管理、各種図面チェック、品質検査、資機材選定や輸入手続、ライフライン確保のため協議など、幅広い業務を行いました。担当業務を遂行する上では、私の専門である電気分野の知識だけでなく、建築や機械分野などの知見も求められますが、当初は技術的知識も経験も乏しく、図面を正しく読み取ることすらできずに悔しい思いをしたこともありました。しかしながら、ベテラン技官の上司、先輩から少しずつ学び、知識を身に付け、今日まで頑張ることができています。



起工式でカタール外務省関係者と歓談

■ 大使館を完成させるまでの道のり

私はカタール在勤中に大使館事務所の建設を担当しました。カタールでは日中の気温が40度を超えることもあり、厳しい気候風土における快適な室内環境を創出するため、設計段階から工夫を凝らし、直射日光を遮蔽する窓の形状としました。工事が始まると、厳しい環境下でいかに建設作業を進めるかが課題となり、その中でも最も難易度が高かったのはコンクリート工事でした。同工事は気温が下がる夜中に作業を行う必要があり、全てのコンクリートミキサー車に対して、品質試験などの確認作業を夜通し行うという日本では考えられない大変な経験もしました。

施工中の数々のトラブルを乗り越え、やっと建物が完成しても、竣工直後は何かしら不具合が頻発するため、休む暇はありません。しかし、初期不良が一段落した後は、工事に携わった施工業者や大使館員と完成の喜びを分かち合うことができました。また、建物の使用開始後、大使館員が新しい建物の明るい空間の中でこやかに勤務している姿を目にした時は、これまでの多くの苦労が報われた思いがしました。



完成したカタール日本国大使館



工事現場での施工業者との打合せ風景

■ 大使館を「創る」仕事の魅力

海外で大使館などの在外施設の建設を担当することは決して楽な仕事ではありません。しかしながら、建築の文化、歴史、慣習が異なる国で、現地の人たちと一緒にその国で後世に残り続ける日本の象徴ともいえる建物を完成させた時の喜びは一生忘れられない経験です。そして、日本とその国の架け橋を自分の手で創る建築物で表現することができる、それが私たちの仕事ならではの楽しみです。今後もまだ見ぬ国の建設プロジェクトに携わって自分自身の成長にもつなげながら、また多くの「造る」苦労を忘れてしまうほどのあの「創る」感動を再び味わうことを楽しみにしています。